

# 有価証券報告書

事業年度 第51期

自 平成17年10月1日

至 平成18年3月31日

株式会社アプラス

# 目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 営業実績	9
3. 対処すべき課題	11
4. 事業等のリスク	12
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態及び経営成績の分析	14
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	45
4. 株価の推移	45
5. 役員の状況	46
6. コーポレート・ガバナンスの状況	48
第5 経理の状況	50
1. 連結財務諸表等	51
2. 財務諸表等	75
第6 提出会社の株式事務の概要	95
第7 提出会社の参考情報	96
1. 提出会社の親会社等の情報	96
2. その他の参考情報	97
第二部 提出会社の保証会社等の情報	98

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月30日
【事業年度】	第51期（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラス
【英訳名】	A PLUS C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山本 輝明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南船場一丁目17番26号
【電話番号】	(06) 6262-2971 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 安川 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新小川町4番1号
【電話番号】	(03) 5229-4095
【事務連絡者氏名】	経理部長 安川 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社 アプラス 東京本部 (東京都新宿区新小川町4番1号) 株式会社 アプラス 神戸支店 (神戸市中央区伊藤町111番地 商工中金第一生命神戸ビル7階) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月		平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月
(1) 連結経営指標等							
営業収益	百万円	100,178	100,657	107,308	99,771	49,562	51,712
経常利益	百万円	△2,331	△3,125	4,121	6,409	6,474	8,186
当期純利益	百万円	△21,225	706	1,483	△260,157	8,039	8,301
純資産額	百万円	17,018	45,466	50,752	64,707	73,429	76,895
総資産額	百万円	1,850,544	1,870,124	1,841,947	1,667,033	1,542,917	1,593,139
1株当たり純資産額	円	133.26	242.32	325.18	△1,066.32	△1,038.82	△1,019.98
1株当たり当期純利益	円	△166.20	11.07	23.24	△2,013.97	24.03	27.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	2.69	5.64	—	5.86	7.24
自己資本比率	%	0.9	2.4	2.8	3.9	4.8	4.8
自己資本利益率	%	—	2.3	3.1	—	11.6	11.0
株価収益率	倍	—	6.0	10.2	—	22.6	22.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	85,426	38,617	57,520	△49,404	△37,831	△106,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△250	△6,818	△7,295	2,967	500	2,494
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△112,368	△29,854	△56,615	61,598	59,932	118,257
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	91,259	93,107	86,825	101,986	124,587	138,543
従業員数	人	2,209 (895)	2,197 (680)	1,930 (807)	1,932 (717)	1,994 (709)	2,243 (875)

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月		平成14年 3 月	平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成17年 9 月	平成18年 3 月
(2) 提出会社の経営指標等							
営業収益	百万円	97,703	98,036	106,818	99,308	49,311	51,328
経常利益	百万円	△2,158	△3,488	3,267	5,724	6,191	7,632
当期純利益	百万円	△21,181	418	753	△260,448	7,513	8,028
資本金	百万円	32,300	31,150	31,150	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数							
普通株式	株	127,718,503	63,859,251	63,859,251	193,474,018	193,474,018	193,474,018
優先株式	株	—	30,000,000	30,000,000	150,500,000	150,500,000	150,500,000
純資産額	百万円	16,702	45,464	49,527	63,723	71,918	75,219
総資産額	百万円	1,849,344	1,866,495	1,838,356	1,664,774	1,540,333	1,581,044
1株当たり純資産額	円	130.79	242.28	305.98	△1,071.41	△1,046.62	△1,027.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	普通株式 — (—) 第一回A種優先株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 47.264 (—) E種優先株式 15.041 (—)	普通株式 — (—) 第一回A種優先株式 — (—) 第一回B種優先株式 — (—) 第一回C種優先株式 — (—) D種優先株式 39.890 (—) E種優先株式 14.959 (—)
1株当たり当期純利益	円	△165.86	6.56	11.81	△2,016.23	21.31	25.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	1.59	2.86	—	5.48	7.01
自己資本比率	%	0.9	2.4	2.7	3.8	4.7	4.8
自己資本利益率	%	—	1.3	1.6	—	11.1	10.9
株価収益率	倍	—	10.1	20.0	—	25.4	23.7
配当性向	%	—	—	—	—	—	—
従業員数	人	2,039 (844)	2,026 (645)	1,893 (803)	1,890 (712)	1,959 (704)	1,931 (696)

- (注) 1. △は損失（または減少）を示しております。
2. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について  
第46期は、新株引受権付社債および転換社債の発行がないため、また、第49期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 「自己資本利益率」および「株価収益率」について  
第46期および第49期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
5. 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。
6. 平成14年8月1日付で、株式2株を1株にする株式の併合を行っております。
7. 平成16年9月29日および平成17年2月28日に、第三者割当による新株式発行を行っております。  
また、平成17年3月28日に減資を行っております。
8. 第50期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。
9. 第51期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。

## 2【沿革】

当社（形式上の存続会社、旧社名：株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日：昭和26年3月30日、住所：大阪府南区南船場一丁目17番26号）は、株式会社大信販（被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日：昭和31年10月6日）の株式額面金額の変更のため昭和55年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものではありません。

- 昭和31年10月 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。
- 37年5月 割賦購入あっせん業者登録。
- 37年9月 ショッピングクレジット（個品あっせん）業務を開始。
- 37年10月 キャッシングサービス業務を開始。
- 47年10月 クレジットカード業務を開始。
- 51年1月 保証業務を開始。
- 51年11月 集金代行業務を開始。
- 53年9月 「株式会社大信販」に商号変更。
- 56年11月 大阪証券取引所市場第二部へ上場。
- 59年3月 株式会社ショップ二十一（現 株式会社アルファインベストメント）を設立。
- 59年9月 大阪証券取引所市場第一部へ上場。
- 60年6月 ディーエスピーリース株式会社（現 アプラスリース株式会社）を設立。
- 平成4年4月 「株式会社アプラス」に商号変更。
- 7年2月 オンラインシステムを更新。
- 10年10月 株式会社アプラスビジネスサービスを設立。
- 11年7月 アプラス債権回収株式会社（現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）を設立。
- 15年4月 パシフィック・オート・トレーディング株式会社を設立。
- 16年9月 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。
- 17年12月 アルファ債権回収株式会社を設立。
- 18年3月 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。

(参考)

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- 昭和26年3月 線材亜鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野亜鉛鍍金工場を設立。
- 26年10月 商号を「奥野工業株式会社」に変更。
- 54年10月 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。
- 55年4月 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社8社および関連会社1社で構成されており、主な部門と主要な会社の当該部門における位置付けは、次のとおりであります。

部門	主要な会社	
	当社および子会社・関連会社	
総合あっせん	当社	全日信販(株)
個品あっせん		
信用保証		
融資		
その他	当社	全日信販(株) (株)アプラスビジネスサービス パシフィック・オート・トレーディング(株) アルファ債権回収(株) エム・ユー・フロンティア債権回収(株) (注) その他 4社

(注) 持分法適用会社

各部門の主な内容は、次のとおりであります。

(1) 総合あっせん部門

当社グループが承認した会員にクレジットカードを発行し、会員は当社グループの加盟店（百貨店・専門店等）でカードを呈示してサインすることにより商品の購入およびサービスの提供を受けることができ、その代金は、当社グループが会員に代わって加盟店に立替払を行い、会員から立替代金の回収を行います。

(2) 個品あっせん部門

当社グループの加盟店または当社グループと提携メーカー等の系列下にある販売店が割賦販売を行う場合、当社グループが承認したお客さまに対しては、当社グループがその代金をお客さまに代わって立替払を行い、お客さまから分割払により立替代金の回収を行います。

(3) 信用保証部門

お客さまから加盟店を通じて当社グループへ保証申込があった場合、当社グループが保証決定したお客さまに対して提携金融機関が融資を行う形態をとり、当社グループはその債務を保証し、債権回収業務を代行します。

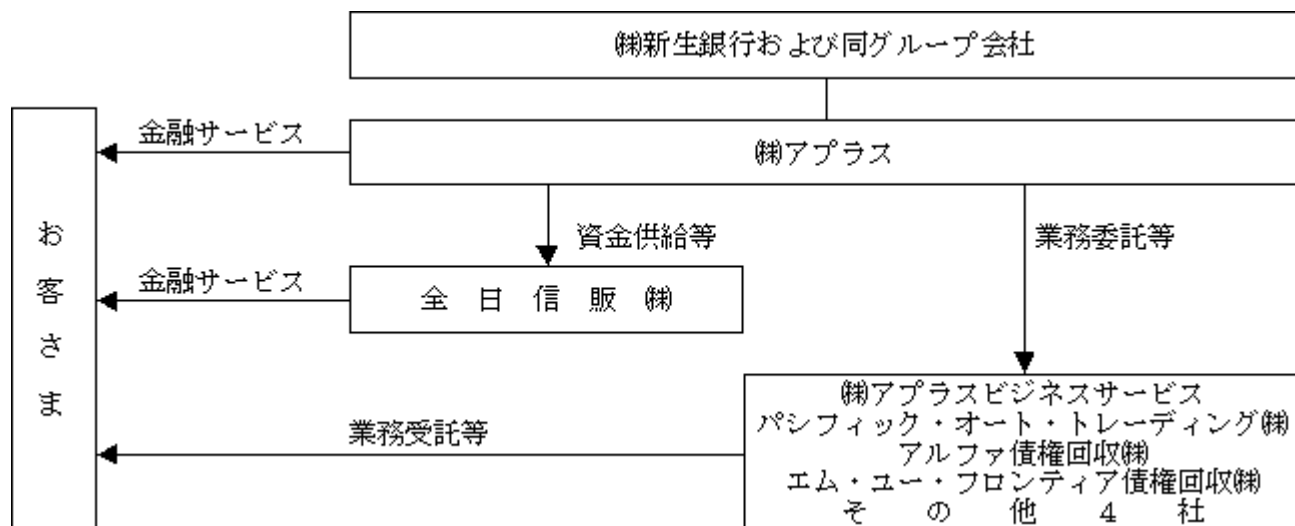
(4) 融資部門

当社グループのクレジットカード会員に対し、CD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）で会員の利用限度額まで融資を行い、回収を行います。

(5) その他部門

リース業務、オートネットサービス（集金代行業務）、事務代行業務を行っております。

系統図は、次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
(株)ワイエムエ ス・シックス	東京都 港区	100,000	株式投資等	63.5	2	—	—	—	—
(株)新生銀行	東京都 千代田区	451,296	銀行業	63.5 (63.5)	1	2	—	—	—

- (注) 1. 株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。  
 2. 「議決権の被所有割合」の( )内は、間接被所有割合で内数であります。  
 3. 株式会社新生銀行は有価証券報告書を提出しております。

##### (2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
全日信販(株)	岡山県 岡山市	5,550	信販業	97.2	3	2	—	—	運転資金 の貸付
アルファ債権回 収(株)	東京都 新宿区	500	債権管理 回収業	100.0	3	3	—	—	—
(株)アプラスビ ジネスサービス	東京都 新宿区	40	人材派遣業	100.0	1	3	人材派遣の 受入	事務所 の賃貸	—
パシフィック・ オート・トレー ディング(株)	埼玉県 川口市	20	車両関連 事務代行業	100.0	1	3	業務委託	—	—
その他4社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 全日信販株式会社は特定子会社に該当しております。  
 2. 上記の他、平成18年4月1日に新生セールスファイナンス株式会社が子会社となっております。



## (3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
エム・ユー・ フロンティア 債権回収(株)	東京都 中野区	1,500	債権管理 回収業	15.6	1	1	債権の回収 業務委託	—	—

## (4) その他の関係会社

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成18年3月31日現在

会社名	従業員数(人)
(株) アプラス	1,931 ( 696)
全日信販(株)	263 ( 173)
アルファ債権回収(株)	10 ( —)
(株)アプラスビジネスサービス	32 ( 5)
パシフィック・オート・トレーディング(株)	2 ( —)
その他	5 ( 1)
合計	2,243 ( 875)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. ( ) 内は、臨時従業員の年間平均雇用人員(当連結会計年度は6ヵ月間であるため、6ヵ月間の平均)であり、外数であります。

3. 上記各社と事業部門との関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

## (2) 提出会社の状況

平成18年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,931 ( 696)	36.0	11.6	2,772,465

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。なお、当事業年度は6ヵ月間であるため、6ヵ月間の金額を記載しております。

3. ( ) 内は、臨時従業員の年間平均雇用人員(当事業年度は6ヵ月間であるため、6ヵ月間の平均)であり、外数であります。

## (3) 労働組合の状況

当連結会計年度末現在の組合員数は1,692名で、上部団体には加盟せず、また労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、設備投資の拡大や企業収益の改善に支えられ、個人消費も回復するなど景気は着実な回復を続けてまいりましたが、一方で原油価格の高止まり、税や社会保険料などの負担増に対する懸念など先行き不透明な要素が残る状況で推移いたしました。

当業界におきましては、業種・業態を超えた金融再編による競争の激化とともに、改正特定商取引法に基づく悪質加盟店への規制強化や貸金業規制法の運用厳正化など、引き続き厳しい状況下にあります。

このような中で当社グループは、平成17年4月に第五次中期経営計画『A PLUS Forward Plan』をスタートさせ、株式会社新生銀行とのシナジー効果を最大限に発揮すべく、本経営計画の4つの基本方針に基づく諸施策を実施してまいりました。

「ショッピングクレジット事業を基盤事業に、高収益事業のウェイトアップによる収益性向上」については、本年2月に当社の創業50周年を記念した商品として、業界初の「ローンカード」「ショッピングクレジット」「クレジットカード」のポイントが複合的かつ自動的に蓄積される新型ローンカード「アプラスα倶楽部カード」を発売いたしました。また本年3月には、全国6,500店舗のファミリーマートの店内に設置されているマルチメディア端末「Famiポート」での「アプラスα倶楽部カード」のお申し込み受付を開始するとともに、キャッシングサービス取扱提携金融機関を拡大するなど、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。

「回収力強化による貸倒コストの抑制」については、延滞の初期段階への回収人員のシフトなど、延滞月数に応じた債権の管理と適正人員の配置による回収体制の強化に取り組んでまいりました。

「市場の信用力向上を背景とした調達コストの低減」については、平成17年12月に株式会社格付投資情報センターによる発行体格付けA-、およびコマーシャルペーパーの格付けa-1を取得し、マーケットにおける信用力がさらに向上するとともに、本年3月には調達額200億円のシンジケートローンを組成し、調達構造の安定化や調達に関わるコストの低減を図ってまいりました。

「利益の最大化を意識したリソース配分の最適化」については、業務の質・量・コストの分析に基づいた事務手続きの簡素化、集中化、IT化推進により、オペレーションの最適化によるコスト削減を図ってまいりました。

また、平成17年12月に、当社の持つ債権管理回収ノウハウを活用し、金融機関などの資産の健全化ニーズに幅広く応えるアルファ債権回収株式会社を設立し、本年3月より営業を開始いたしております。同じく本年3月には全日信販株式会社が実施した第三者割当増資を当社が引き受け、同社を子会社化するなど、ビジネスの一層の強化を図り、さらなる収益基盤の拡大ならびに企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、取扱高はカード事業、決済事業の伸張により1兆583億66百万円(前期比3.1%増)となりました。営業収益はカード事業や消費者金融事業が順調に推移したことにより517億12百万円(前期比4.3%増)となりました。営業費用は営業強化による物件費などの増加はありましたが、当社格付けの格上げなど、市場の信用力向上により金融費用が削減され435億70百万円(前期比0.8%増)となり、経常利益は81億86百万円(前期比26.4%増)となりました。また投資有価証券の売却益などで特別利益33億14百万円を計上するとともに、当連結会計年度においてより厳格な将来リスクの測定を可能とするデータが集計できるようになったことにより、貸倒引当金を積み増すなど、特別損失46億65百万円を計上し、当期純利益は83億1百万円(前期比3.3%増)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ139億55百万円増加し、1,385億43百万円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、△1,067億95百万円となりました。この減少の主因は、割賦売掛金の増加があったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、24億94百万円となりました。この増加の主因は、貸与資産の売却による収入があったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,182億57百万円となりました。この増加の主因は、借入金の増加があったことによるものであります。

(3) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」（平成11年5月19日 大蔵省令第57号）に基づく、提出会社における融資（営業貸付金）の状況は次のとおりであります。

① 融資の種類別残高内訳

平成18年3月31日現在

貸付種別		件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無担保（住宅向を除く）	651,462	99.9	215,992	87.3	17.11
	有担保（住宅向を除く）	—	—	—	—	—
	住宅向	97	0.0	428	0.2	2.23
計		651,559	99.9	216,420	87.5	16.99
事業者向		347	0.1	31,063	12.5	4.99
合計		651,906	100.0	247,483	100.0	16.87

② 資金調達内訳

平成18年3月31日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入	517,106	0.65
その他	57,700	0.32
社債・CP	57,700	0.32
合計	574,806	0.62
自己資本	71,154	—
資本金・出資額	15,000	—

③ 業種別融資残高内訳

平成18年3月31日現在

業種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
製造業	39	0.0	8	0.0
建設業	95	0.0	79	0.0
運輸・通信業	11	0.0	10	0.0
卸売、小売・飲食店	100	0.0	234	0.1
金融・保険業	1	0.0	29,000	11.7
不動産業	27	0.0	116	0.1
サービス業	74	0.0	1,614	0.7
個人	651,559	100.0	216,420	87.4
合計	651,906	100.0	247,483	100.0

④ 担保別融資残高内訳

平成18年3月31日現在

受入担保の種類	残高（百万円）	構成割合（%）
不動産	1,445	0.6
無担保	246,037	99.4
合計	247,483	100.0

⑤ 期間別融資残高内訳

平成18年3月31日現在

期間別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
極度借入基本契約	521,751	80.0	192,588	77.8
1年以下	64,055	9.8	13,761	5.6
1年超5年以下	24,966	3.8	6,257	2.5
5年超10年以下	32,026	4.9	22,578	9.1
10年超15年以下	8,755	1.4	11,614	4.7
15年超20年以下	275	0.1	493	0.2
20年超25年以下	58	0.0	133	0.1
25年超	20	0.0	56	0.0
合計	651,906	100.0	247,483	100.0
1件当たり平均期間(年)	—	—	—	—

- (注) 1. 期間は約定期間によっております。  
 2. 極度借入基本契約は、一定の利用限度枠を決めており、その枠内で利用する契約であります。  
 3. 「1件当たり平均期間」は、極度借入基本契約を含んでおりますので算出しておりません。

2【営業実績】

(1) 部門別営業収益

部門	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
総合あっせん	3,439	111.6
個品あっせん	6,838	101.2
信用保証	14,661	94.9
融資	21,322	107.4
金融収益	1,032	112.7
その他	4,419	126.0
合計	51,712	104.3

- (注) 1. 部門別営業収益の主な内訳は、次のとおりであります。
- |        |                  |
|--------|------------------|
| 総合あっせん |                  |
| および    | …… 利用者手数料、加盟店手数料 |
| 個品あっせん |                  |
| 信用保証   | …… 保証料           |
| 融資     | …… 利用者手数料        |
2. 部門別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 部門別取扱高

部門	金額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
総合あっせん	144,134 (143,852)	117.4
個品あっせん	74,758 (69,180)	78.7
信用保証	213,944 (194,645)	102.1
融資	95,087 (95,087)	99.6
その他	530,440	105.3
合計	1,058,366	103.1

(注) 1. 部門別取扱高の範囲は、次のとおりであります。

総合あっせん および 個品あっせん	……	アドオン方式の場合は、クレジット対象額に利用者手数料を加算した金額であります。 リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額であります。
信用保証	……	アドオン方式の場合は、保証元本に同手数料および保証料を加算した金額であります。 残債方式の場合は、保証元本であります。
融資	……	アドオン方式の場合は、融資額に利用者手数料を加算した金額であります。 リボルビング方式および残債方式の場合は、融資額であります。
その他	……	集金代行金額およびリース料総額等であります。

2. ( ) 内の金額は、元本取扱高であります。

## (3) 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (平成17年9月30日)			当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	51	0.0	56	8	0.0	39
建設業	166	0.1	109	79	0.0	95
運輸・通信業	22	0.0	12	10	0.0	11
卸売、小売・飲食店	358	0.1	123	234	0.1	100
金融・保険業	—	—	—	29,000	10.4	1
不動産業	83	0.0	24	116	0.1	27
サービス業	1,794	0.7	85	1,614	0.6	74
個人	264,280	99.1	639,006	246,685	88.8	726,478
合計	266,757	100.0	639,415	277,748	100.0	726,825

(4) 融資における担保別貸出状況

	前連結会計年度 (平成17年9月30日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
担保の種類	貸出金残高 (百万円)	貸出金残高 (百万円)
有価証券	—	14
不動産	2,472	1,456
計	2,472	1,470
信用	264,284	276,277
合計	266,757	277,748

### 3 【対処すべき課題】

今後の景気動向は、引き続き回復基調にあり、金融業界においては収益性の高いリテール分野を中心に更なる競争激化が見込まれます。また、当業界においても改正特定商取引法に則った加盟店管理・指導、金融制度の見直しや金利のグレーゾーン問題の議論の高まりなど、対処すべき課題は少なくありません。

このような経済の変化を受け、これまで当社では、事業ビジョンとして「リテール金融サービス開発企業」を掲げ、お客様・ご提携先のニーズにあった商品・サービスの開発・提供を通じて企業価値の増大に努めてまいりましたが、平成18年度より、当社グループの目指す姿として「ビジョン」を、また当社の社会における在り方を「ミッション」として、次のとおり策定いたしました。

◆ ビジョン

『アプラスはお客様、社員、株主の価値を高め、最も効率的で競争力のある金融サービス企業になる』

◆ ミッション

『アプラスは安心して便利な金融サービスを提供し、人々の豊かな暮らしづくりに貢献する』

また、当社は本年10月6日に創業50周年を迎え、「おかげさまで半世紀。もっとあなたのそばへ。」をキャッチコピーに、これまでの50年への感謝の気持ちと、これからもよりお客様の身近な存在として成長してゆく決意をあらたにするとともに、第五次中期経営計画「APLUS Forward Plan」の最終年度にあたり、その達成に向け、全社一丸となって取り組んでまいり所存です。

第五次中期経営計画の概要については、以下のとおりであります。

〔第五次中期経営計画『APLUS Forward Plan』（平成17年度～平成18年度）〕

(1) 基本方針

- ① ショッピングクレジット事業を基盤事業に、高収益事業のウェイトアップによる収益性向上
- ② 回収力の強化による貸倒コストの抑制
- ③ 市場の信用力向上を背景とした調達コストの低減
- ④ 利益の最大化を意識したリソース配分の最適化

(2) 基本方針に基づく事業戦略の方向性

① 「消費者金融事業」の強化

分割借入ニーズを有するお客様をターゲットとして、新型商品などの投入による「消費者金融事業」の拡大を図ってまいります。

② 早期回収体制の構築

延滞月数に応じた債権の管理と適正人員の配置による回収力の向上を図ってまいります。

③ 格付取得を背景とした資金調達構造の最適化

当社は平成17年12月に株式会社格付投資情報センターによる格付け（発行体格付けA-、コマーシャルペーパー格付a-1）を取得しております。この信用力向上をもとに資金調達コストの低減ならびに資金調達の多様化を図ってまいります。

④ IT技術を活用した高効率オペレーションの徹底

業務の質・量・コストの分析に基づいた事務手続きの簡素化やIT化推進により、オペレーションの最適化によるコスト削減を推進してまいります。

(3) 主な計数目標

	17年4月～18年3月 (実績)	18年4月～19年3月 (計画)
営業収益 (億円)	1,012	1,200
経常利益 (億円)	146	185
当期純利益 (億円)	163	190

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、異業種の参入が相次いでおり、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の十分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(3) 金利の変動について

資金調達に当たり当社グループは、金融機関からの借入による間接金融と債権流動化やコマーシャルペーパー発行などの直接金融を効率的に組合せるとともに、金利キャップなどのデリバティブにより金利変動による影響の低減に努めております。しかしながら、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けA-、コマーシャルペーパー a-1 の格付けを取得しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報管理について

当社は、ショッピングクレジット・カード・決済・消費者金融・ファイナンスの5つの事業をコア事業として推進しており、これらの事業推進に不可欠であるお客様の個人情報を保護することについて、平成17年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでまいりました。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報システムへの依存について

当社の事業は、コンピュータシステムに高度に依存しておりますが、当社のコンピュータシステムは人為的なミス、地震などの自然災害、停電、妨害行為、コンピュータウイルスなどの事故により損害を受け、機能しなくなる可能性があります。当社の各種データ処理などのシステムセンターは耐震、防災設備を施しており、また、重要データについては、バックアップをとり耐震設備の整った外部倉庫に保管しております。ただし、予想を超えた災害が発生した場合には、これらの機能が十分である保証はありません。

(7) 法的規制等について

①割賦販売法、改正特定商取引法

当社グループの総合あっせん事業および個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除などに伴う損害賠償などの額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止など）を受けております。法令が今後改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中に「改正特定商取引法」の適用を受ける先があります。改正特定商取引法は、特定商取引（訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引や電話勧誘販売の規制、特定継続的役務における指定役務の追加などの改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、総合あっせん事業および個品あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

②貸金業規制法、出資法、利息制限法

当社グループの消費者金融、ファイナンスなどの融資事業は、「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」といいます。）、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」といいます。）の適用を受けております。

現在、「出資法」の貸付上限金利は年29.2%ですが、貸付上限金利が現行の金利より低い水準に引下げられた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度の超過部分について無効とするとされておりますが、「貸金業規制法」第43条で、同法所定の書面が金銭貸付時および弁済時に債務者などに交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす（みなし弁済）とされています。しかし、みなし弁済の規定については、平成18年1月、最高裁判所において適用範囲を限定する旨の判決が下されており、今後、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求の増加が予想されます。当社は、利息の返還に伴う損失額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 優先株式の転換による普通株式の上場廃止リスク

優先株式の転換期日の到来などにより転換がなされた場合、当社の少数特定者持株比率が大坂証券取引所の上場廃止基準である80%超に該当する可能性があります。

(9) 株式会社新生銀行との関係について

当社の親会社は、株式会社新生銀行であり、当社は、新生銀行グループ各社の展開する金融サービスの中核企業としての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 全日信販株式会社の子会社化について

当社は、平成18年3月24日を払込期日とする全日信販株式会社（本社：岡山市、平成18年3月末日現在の資本金：55億50百万円）の普通株式による第三者割当増資を引き受けた結果、全日信販株式会社の発行済普通株式数の97.2%を保有することとなり、同社を子会社化いたしました。全日信販株式会社は、中国・四国地方を基盤に当社同様、ショッピングクレジット事業・カード事業・消費者金融事業などを展開しております。

全日信販株式会社の子会社化に伴い、平成18年3月末時点で、連結調整勘定は85億55百万円となっており、10年間で均等償却を行うこととしております。

当社としては、今後、全日信販株式会社との連携を強化してビジネスの一層の強化を図り、さらなる収益基盤の拡大ならびに企業価値の向上に取り組んでまいります。当社が当初期待した程度の収益性を全日信販株式会社が実現できる保証はありません。



## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 資産・負債および自己資本

資産の状況については、割賦売掛金の増加などにより、前連結会計年度末比502億22百万円増加し、1兆5,931億39百万円となりました。

負債の状況については、借入金の増加などにより、前連結会計年度末比467億4百万円増加し、1兆5,161億92百万円となりました。

自己資本については、当期純利益の計上などにより、前連結会計年度末比34億65百万円増加し、768億95百万円となりました。

### (2) 営業収益

#### ① 総合あっせん部門

本部門の主要事業でありますカードショッピングを主業務とするカード事業におきましては、「TSUTAYA アプラスカード」などの提携カードを中心にクレジットカードの発行が引き続き順調に推移したことを受け、カードショッピングの取扱高も順調に推移し、総合あっせん部門の営業収益は34億39百万円（前連結会計年度比11.6%増）となりました。

#### ② 個品あっせんおよび信用保証部門

本部門の主要事業でありますショッピングクレジット事業におきましては、改正特定商取引法に基づく悪質加盟店への規制強化に伴い、加盟店管理および与信の厳正化に努めてまいりました。この結果、個品あっせん部門の営業収益は68億38百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりましたものの、信用保証部門の営業収益は、146億61百万円（前連結会計年度比5.1%減）となりました。

#### ③ 融資部門

本部門の主要事業であるクレジットカードキャッシングやローンカードを主業務とする消費者金融事業およびファイナンス事業におきましては、本年2月に当社の創業50周年を記念した商品として、新型ローンカード「アプラスα(倶楽部カード)」の発売、キャッシングサービス取扱提携金融機関の拡大など、商品開発と会員の利便性向上を図り、融資残高の積み上げに取り組んでまいりました。これにより融資部門の営業収益は213億円22百万円（前連結会計年度比7.4%増）となりました。

#### ④ その他部門

本部門の主要事業であります集金代行業務を主業務とする決済事業におきましては、住宅関連およびインターネット関連マーケットを中心に大口先の獲得・稼動などが好調に推移したことにより、取扱高および取扱件数も順調に推移いたしました。これによりその他部門の営業収益は44億19百万円（前連結会計年度比26.0%増）となりました。

### (3) 営業費用

#### ① 人件費および物件費等

人件費は業務の集約など効率化促進により、85億5百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

物件費などは店舗関連費用の固定費など、全般について更なる見直しを行ってまいりましたが、5事業を中心に積極的な事業展開に取り組んだことに伴う物件費の増加により、197億76百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

#### ② 貸倒費用

貸倒引当金繰入額は、延滞月数に応じた債権の管理と適正人員の配置による回収力の向上に取り組んだことなどにより、130億47百万円（前連結会計年度比4.9%減）となりました。

### ③ 金融費用

当連結会計年度中、運転資金は金融機関より調達を行い、本年3月には調達額200億円のシンジケートローンを作成しました。また、債権流動化によるマーケットからの調達につきましても積極的に取り組んでまいりました。一方、平成17年12月に株式会社格付投資情報センターによる発行体格付けA-、およびコマーシャルペーパーの格付けa-1を取得しました。その結果、当連結会計年度末の借入金等の残高は5,748億6百万円（前連結会計年度末比1,216億53百万円増）となり、金融費用については、22億41百万円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。

### (4) 経常利益および当期純利益

営業収益は517億12百万円（前連結会計年度比4.3%増）となり、営業費用は435億70百万円（前連結会計年度比0.8%増）となったことにより、経常利益は81億86百万円（前連結会計年度比26.4%増）となりました。また、投資有価証券の売却益などで特別利益33億14百万円を計上するとともに、当連結会計年度においてより厳格な将来リスクの測定を可能とするデータが集計できるようになったことにより、貸倒引当金を積み増すなど、特別損失46億65百万円を計上し、当期純利益は83億1百万円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成18年3月31日現在

事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
		建物及び構 築物	土地		その他	合計	
			面積 （㎡）	金額			
本社事務所	大阪市中央区	16	—	—	91	107	145 (19)
東京本部	東京都新宿区	—	—	—	91	91	367 (41)
長堀事務所	大阪市中央区	207	518	379	1	587	99 (41)
尼崎事務所	兵庫県尼崎市	10	—	—	2	13	82 (20)
和歌山 事務所	和歌山県 和歌山市	145	889	95	0	241	14 (38)
営業店 他	—	83	—	—	160	244	1,224 (537)

(注) 1. 「第3 設備の状況」に記載した金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

東京本部 104百万円

なお、当事業年度は6ヵ月間であるため、年間賃借料は6ヵ月間の金額を記載しております。

3. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備は、次のとおりであります。

設置場所	設備内容	数量	年間リース・レンタル料 （百万円）	期間(年)
本社事務所	ホストコンピュータ	1式	346	6
本社事務所 他	パソコン・プリンタ	5,453台	259	4~6

なお、当事業年度は6ヵ月間であるため、年間リース・レンタル料は6ヵ月間の金額を記載しております。

4. 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員（当事業年度は6ヵ月間であるため、6ヵ月間の平均）であり、外数であります。

## (2) 国内子会社

平成18年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）	
			建物及び 構築物	土地		その他		合計
				面積 (㎡)	金額			
全日信販(株)	本社	岡山県岡山市	—	486	123	1	124	39 (6)
	岡山支店	岡山県岡山市	—	359	125	0	125	45 (9)
	事務センター	岡山県岡山市	457	2,411	161	77	696	71 (36)
	その他	—	3	—	—	0	4	108 (122)

(注) 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員（当連結会計年度は6ヵ月間であるため、6ヵ月間の平均）であり、外数であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	1,225,396,072
第一回A種優先株式	5,000,000
第一回B種優先株式	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000
D種優先株式	49,000,000
E種優先株式	71,500,000
計	1,375,896,072

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成18年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	193,474,018	193,474,018	大阪証券取引所 (市場第一部)	—
第一回 A種優先株式	5,000,000	5,000,000	—	(注) 1
第一回 B種優先株式	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2
第一回 C種優先株式	15,000,000	15,000,000	—	(注) 3
D種優先株式	49,000,000	49,000,000	—	(注) 4
E種優先株式	71,500,000	71,500,000	—	(注) 5
計	343,974,018	343,974,018	—	—

(注) 1. 第一回A種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下、「A種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果A種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$A種優先配当金 = 1,000円 \times (A種優先配当率 + 2.00\%)$$

「A種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「A種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヵ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、A種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をA種優先配当基準日とする。

A種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

##### ② 優先中間配当金の額

A種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得

当社は、いつでもA種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にA種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結のときから、A種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、A種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 取得請求権および引換えに交付される普通株式

① 取得請求し得べき期間

当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてA種優先株式の取得請求し得べき期間は、2005年9月1日から2020年8月31日までとする。

② 条件

A種優先株主は、当社がA種優先株式を取得し、これと引換えに当社がA種優先株式1株につき下記ア.ないしエ.に定める交付価額により、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2006年9月1日から2020年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下、「下限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下、「上限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(ア) 交付価額は、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下、「交付価額調整式」という。）により調整される（以下、「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合  
調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。
- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。
- c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合  
調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日またはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- d. 新株予約権の行使に際して普通株式1株当たりについて払込みをなすべき価額（会社法第236条に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合  
調整後交付価額は、その証券の発行日またはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (イ) このウ.において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記②イ.に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記②イ.に定める時価算定期間の間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記②ウ.(ア)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
- b. 上記a.のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
- c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる場合は、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には当該権利を与える株主を定めるための基準日またはそれ以外の場合は調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

- a. ②ウ. (ア) a. の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項にしたがって調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。）
- b. ②ウ. (ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- c. ②ウ. (ア) c. の時価を下回る価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
- d. ②ウ. (ア) d. の新株予約権の行使に際して、1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記②ウ. の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、「交付価額」を「上限交付価額」または「下限交付価額」に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。）、②ウ. (オ) の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ. (ウ) に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

③ 当社がA種優先株式を取得すると引換えに交付される普通株式数

当社がA種優先株式を取得すると引換えに交付されるべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

④ 取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

⑤ 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑥ 効力の発生

取得請求書およびA種優先株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がA種優先株式を取得し、当該請求したA種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(7) 当社によるA種優先株式の取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてA種優先株式の取得を請求し得べき期間中に当該請求のなかったA種優先株式を、2020年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下、「A種優先株式強制取得日」という。）において、取締役会決議により、A種優先株式を取得し、これと引換えにA種優先株式1株につき、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

かかるA種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。



(8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

2. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下、「B種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果B種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$\text{B種優先配当金} = 1,000\text{円} \times (\text{B種優先配当率} + 2.00\%)$$

「B種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「B種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヵ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、B種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をB種優先配当基準日とする。

B種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② 優先中間配当金の額

B種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得

当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結のときから、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 取得請求権および引換えに交付される普通株式

① 取得請求し得べき期間

当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてB種優先株式の取得請求し得べき期間は、2007年9月1日から2022年8月31日までとする。

② 条件

B種優先株主は、当社がB種優先株式を取得し、これと引換えに当社がB種優先株式1株につき下記ア.ないしエ.に定める交付価額により、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下、「下限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下、「上限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(ア) 交付価額は、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下、「交付価額調整式」という。）により調整される（以下、「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- d. 新株予約権の行使に際して普通株式1株当たりについて払込みをなすべき価額（会社法第236条に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (イ) このウ.において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記②イ.に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記②イ.に定める時価算定期間の間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記②ウ.(ア)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
  - b. 上記 a. のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
  - c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる時は、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- a. ②ウ.(ア) a. の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。）
  - b. ②ウ.(ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - c. ②ウ.(ア) c. の時価を下回る価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
  - d. ②ウ.(ア) d. の新株予約権の行使に際して、1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記②ウ.の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、「交付価額」を「上限交付価額」または「下限交付価額」に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。）、②ウ.(オ)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ.(ウ)に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

③ 当社がB種優先株式を取得するのと引換えに交付される普通株式数

当社がB種優先株式を取得するのと引換えに交付されるべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容  
当社普通株式
- ⑤ 取得請求受付場所  
大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑥ 効力の発生  
取得請求書およびB種優先株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がB種優先株式を取得し、当該請求したB種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(7) 当社によるB種優先株式の取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてB種優先株式の取得を請求し得べき期間中に当該請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下、「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、B種優先株式を取得し、これと引換えにB種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

かかるB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

3. 第一回C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下、「C種優先配当金」という。)の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。C種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果C種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$C種優先配当金 = 1,000円 \times (C種優先配当率 + 2.00\%)$$

「C種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日(以下、併せて「C種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6ヵ月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、C種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をC種優先配当基準日とする。

C種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② 優先中間配当金の額

C種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得

当社は、いつでもC種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にC種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その総会のと時から、その議案がその定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結のと時から、C種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、C種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 取得請求権および引換えに交付される普通株式

① 取得請求し得べき期間

当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてC種優先株式の取得請求し得べき期間は、2009年9月1日から2024年8月31日までとする。

② 条件

C種優先株主は、当社がC種優先株式を取得し、これと引換えに当社がC種優先株式1株につき下記ア.ないしエ.に定める交付価額により、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2010年9月1日から2024年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下、「下限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下、「上限交付価額」という。ただし、下記ウ.により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(ア) 交付価額は、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下、「交付価額調整式」という。)により調整される(以下、「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合
- 調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- d. 新株予約権の行使に際して普通株式1株当たりについて払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)または新株予約権付社債を発行する場合
- 調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (イ) このウ.において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記②イ.に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記②イ.に定める時価算定期間の間に②ウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記②ウ.(ア)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
- b. 上記a.のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
- c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる場合は、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には当該権利を与える株主を定めるための基準日またはそれ以外の場合は調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- a. ②ウ.(ア)a.の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)

- b. ②ウ. (ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- c. ②ウ. (ア) c. の時価を下回る価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
- d. ②ウ. (ア) d. の新株予約権の行使に際して、1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記②ウ. の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、「交付価額」を「上限交付価額」または「下限交付価額」に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。）、②ウ. (オ) の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ. (ウ) に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

- ③ 当社がC種優先株式を取得すると引換えに交付される普通株式数  
当社がC種優先株式を取得すると引換えに交付される当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

- ④ 取得請求により交付する株式の内容  
当社普通株式
- ⑤ 取得請求受付場所  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑥ 効力の発生  
取得請求書およびC種優先株券が上記⑤に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がC種優先株式を取得し、当該請求したC種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(7) 当社によるC種優先株式の取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてC種優先株式の取得を請求し得べき期間中に当該請求のなかったC種優先株式を、2024年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下、「C種優先株式強制取得日」という。）において、取締役会決議により、C種優先株式を取得し、これと引換えにC種優先株式1株につき、C種優先株式1株の払込金相当額をC種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

かかるC種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

4. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当

① 優先配当額

D種優先株式に対して支払われる配当（以下、「D種優先配当金」という。）の金額は以下のとおりとする。D種優先配当金（優先中間配当金も含む。）は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

ア. 当社は、第50期および第51期事業年度に関する1株当たり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合は、D種優先登録株式質権者に対し、2,000円(以下、「D種清算価値」という。)に4%を乗じた金額を、それぞれ、2005年4月1日(同日を含む。)から2005年9月30日(同日を含む。)および2005年10月1日(同日を含む。)から2006年3月31日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365で除する。)して算出される額を支払うものとする。

イ. 2006年4月1日(同日を含む。)から、その後2012年3月31日(同日を含む。)までの間に対する各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先登録株式質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

ウ. 2012年4月1日以降、各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先登録株式質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

「D種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日(以下、「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヵ月円LIBOR(360日ベース)) (以下、「基準レート」という。)としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下、かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という。)を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

## ② 非参加条項

D種優先株主およびD種優先登録株式質権者は、D種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。

## ③ 累積条項

ある事業年度において、D種優先配当金の全部もしくは一部がD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は累積するものとする。累積未払配当金は、D種優先配当金およびD種優先株式に劣後する証券(下記(2)に定義)に先立って支払われるものとする。

## (2) 優先順位

D種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびE種優先株式を含む当社が発行するいかなる他の種類の株式(将来発行するものを含む。)(以下、総称して「D種優先株式に劣後する証券」という。)に優先する。

また、当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)にならない限り、D種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

## (3) 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配(以下、「清算」という。)時においては、D種優先株式1株当たりのD種取得価格(下記(8)に定義)相当額が、D種優先株式に劣後する証券に優先して、D種優先株主、およびD種優先登録株式質権者に支払われるものとする。D種優先株主、およびD種優先登録株式質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合または合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、または譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、この(3)の趣旨における清算とは見なされないものとする。



(4) 議決権

D種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。ただし、定時株主総会に、D種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合は、その総会の時から、または定時株主総会においてD種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は、当該定時株主総会の終了の時から、D種優先株主はD種優先株式500株当たり1議決権を与えられ、D種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行われるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

(5) D種優先株式の取得

法律によって許容される範囲で、当社はいつでも、D種優先株式の一部または全部を、D種優先株主と合意した価格および条件において取得することができる。

(6) 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、D種優先株式の併合または分割は行わない。当社は、D種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

(7) D種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

① 取得請求し得べき期間

この(7)の規定に従い、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日(以下、「取得日」といい、取得日が営業日でない場合には翌営業日を取得日とする。)においては、D種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。D種優先株主が当該権利を行使するには、取得日または取得日に先立って、取得請求書および(株券が発行されている場合には)取得されるD種優先株券を下記取得請求受付場所に提出するものとする。ただし、取得日に先立って提出された場合、当社は、該当する取得日に当該請求が到達したものとみなす。

② 取得と引換えに交付される普通株式数

D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに交付される普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

③

ア. D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日(以下、「算出期間」という。)における各取引日の出来高加重平均価格(以下、「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする(以下、「VWAP価格およびこれに代替する数値を「参照価格」という。))の単純平均価格に相当する金額とする(以下、「D種優先株式交付価額」という。)。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. 参照価格の調整

(ア) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日(同日を含む。)から関連する取得日(同日を含む。)までの期間(以下、「調整期間」という。)において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ(イ)に従い発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行もしくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする(以下、「調整後参照価格」という。)。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$$

ここでは、「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i) 普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii) 普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなす。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払いもしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(7)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株当たり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記③イ.(ア)で規定されている調整に加え、(i) 合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii) 普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii) 参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(7)に不明瞭な点がある場合、または交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(7)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。

(キ) 参照価格の最低調整額

参照価格の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

④ 取得請求受付場所

D種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑤ 効力発生

各取得日において、取得請求書および（株券が発行されている場合には）D種優先株式の株券が上記取得請求受付場所にその営業時間内に到着した時点で、当社が当該D種優先株式を取得し、当該請求したD種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となるものとする。

(8) 当社による取得

2010年4月1日（同日を含む。）以降、当社は随時、取締役会の決議をもって、D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対し、かかるD種優先株主およびD種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に取得日として記載される日（以下、この（8）において「取得日」という。）において、発行済みD種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えに、D種優先株式1株につきD種取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。D種優先株式の一部について、これを取得し当該取得と引換えに金銭を交付するときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数については抽選）により行う。

「D種取得価格」とは、(i) D種清算価値、(ii) 取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配当金、(iii) 最終配当金額（以下に定義）、および(iv) 2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。

「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) 発行日スワップレートから、取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間（この(8)において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップレート（取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（円LIBOR（360日ベース））として、Telerate Systemsスクリーン3,750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される数値とする。）（対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0（ゼロ）以下の場合には、当該計算によって得られた率は0（ゼロ）とする。）を乗じた額に、(iii) 取得日から2012年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i) 2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365で除する。）した金額、または、(ii) 2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365で除する。）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額が差し引かれるものとする。

なお、上記D種取得価格、D種早期取得費および最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

(9) 株主による取得請求

① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の株主は、当社に対し、下記に定める取得日に有効なD種取得価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全D種優先株式を下記取得請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で取得するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を取得日として定め、この(9)による取得請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。

② 取得請求受付場所

D種優先株式の取得を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

③ 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、合計で発行済み普通株式の50%超を保有しなくなったから14日以内に、当社は、各D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(10) 譲渡に対する制限

D種優先株式は、当社の承認のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する（以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。）ことはできないものとする。

ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第4条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、

(iii)譲渡等がD種優先株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

D種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

(11) 劣後証券の配当または支払いに対する制限

D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）とならない限り、当社は、D種優先株式に劣後する証券に対して、配当金その他の分配を行うことを当社の株主総会に提案せず、またいかなる子会社に対してもかかる株式の買受け、買取りもしくは取得を行わせ、または行うことを許容しないものとする。ただし、D種優先株式に未払配当金がない場合に限り、(i)当社の定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、(ii)普通株式については該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均価格（平均価格の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを当社の株主総会に対して提案することができるものとする。

(12) 最低純資産

当社の、ある事業年度末もしくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末もしくは中間期末における財務諸表が決算短信もしくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株式の各株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、または、当該事業年度末もしくは中間期末から90日以内に決算短信もしくは中間決算短信が公表されなかった場合には当該90日経過後30日以内（以下、上記各期間をこの(12)において「請求期間」という。）に、上記(7)④に定める取得請求受付場所に対して通知をすることにより、当社に対して、法律によって許容される範囲で、(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、または(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付することのいずれかを行うことを請求することができる。当社は、請求期間満了後10営業日以内に、当社の選択により当該請求をなしたD種優先株式の株主に対して、D種優先株式を取得し当該取得と引換えに、普通株式を交付するか、金銭を交付するかの通知をするものとし、当該通知には取得日を記載するものとする。かかる取得日は、当該通知をなすべき期間の満了後6営業日以内とする。

当社の選択により、(i)D種優先株式の取得と引換えに普通株式の交付がなされる場合は、D種優先株式を、上記(7)③の「取得日」を、請求期間満了日と読み替えて算出される交付価額で、当社に取得されるべきD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の普通株式が交付されるものとし（ただし、当該普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。）、(ii)D種優先株式の取得と引換えに金銭が交付される場合には上記通知に記載される取得日における上記(8)に定めるD種取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。なお取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数については抽選）により行い、一部金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに上記に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。

(13) 優先もしくは同順位の証券の発行

D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）とならない限り、当社は、残余財産、配当の支払、（当社の選択によるか、株主の選択によるかを問わず）当該株式の取得と引換えに金銭が交付される、もしくは買受けされる点についてD種優先株式に優先する、もしくは同順位のいかなる種類の株式も発行してはならないものとする。

5. E種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当

① 優先配当額

E種優先株式に対して支払われる配当（以下、「E種優先配当金」という。）の金額は以下のとおりとする。E種優先配当金（優先中間配当金も含む。）は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

ア. 当社は、第50期および第51期事業年度に関する1株当たり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合には、E種優先登録株式質権者に対し、2,000円（以下、「E種清算価値」という。）に1.5%を乗じた金額を、それぞれ、2005年4月1日（同日を含む。）から2005年9月30日（同日を含む。）および2005年10月1日（同日を含む。）から2006年3月31日（同日を含む。）までの日数で日割計算（365で除する。）して算出される額を支払うものとする。

イ. 2006年4月1日（同日を含む。）から、その後2012年3月31日（同日を含む。）までの間に対する各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主に、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先登録株式質権者に対し、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

ウ. 2012年4月1日以降、各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先登録株式質権者に対し、E種清算価値にE種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

「E種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日（ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日（以下、「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在の円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（6ヵ月円LIBOR（360日ベース））（以下、「基準レート」という。）としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ（取得出来ない場合は代替ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からE種優先株式発行日の2東京営業日（東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート（以下、かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という。）を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② 非参加条項

E種優先株主およびE種優先登録株式質権者は、E種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において、E種優先配当金の全部もしくは一部がE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は翌年度以降に累積しないものとする。

(2) 優先順位

E種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、D種優先株式を除く、普通株式、A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式を含む当社が発行するいかなる株式（将来発行するものを含む。）

（以下、「E種優先株式に劣後する証券」という。）に優先する。また、当社は、E種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）にならない限り、E種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

(3) 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配（以下、「清算」という。）時においては、E種優先株式1株当たりのE種取得価格（下記(9)に定義）相当額が、E種優先株式に劣後する証券に優先して、E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に支払うものとする。E種優先株主、およびE種優先登録株式質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合または合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、または譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、この(3)の趣旨における清算とは見なされないものとする。

(4) 議決権

E種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。ただし、定時株主総会にE種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合は、その総会の時から、または定時株主総会においてE種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は、当該定時株主総会の終了の時から、E種優先株主はE種優先株式500株当たり1議決権を与えられ、E種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行われるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

(5) E種優先株式の取得

法律によって許容される範囲で、D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）になった時以降、当社はいつでも、E種優先株式の一部または全部を、E種優先株主と合意した価格および条件において、取得することができる。

(6) 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、E種優先株式の併合または分割は行わない。当社は、E種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

(7) E種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

① 取得請求

この(7)の規定に従い、2007年4月1日以降は、E種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。E種優先株主が当該権利を行使するには、取得日に取得請求書および（株券が発行されている場合には）取得されるE種優先株券を下記取得請求受付場所に提出するものとする。

② 取得と引換えに交付される普通株式数

E種優先株式を当社が取得し、これと引換えに交付される普通株式数は、E種優先株主が取得請求のために提出したE種優先株式のE種清算価値の総額をその時点で有効なE種優先株式交付価額(下記(7)③に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

③

ア. E種優先株式交付価額

当初の交付価額は、当社にE種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日における各取引日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下、VWAP価格およびこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下、「E種優先株式交付価額」という。）（下記(7)③イ「E種優先株式交付価額」に準じて調整される。）。ただし、E種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ. E種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の公式で計算するとE種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ（イ）に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする（以下、「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{E種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{E種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{発行前のみなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{発行後のみなし発行済み普通株式数} \end{array}}$$

ここでは、「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値がない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなされるものとする。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式交付価額の調整は、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、普通株式に関し、配当を支払いもしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(7)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、E種優先株式交付価額はかかる配当の1株当たり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記(7)③イで規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に關して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するE種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(7)に不明瞭な点がある場合、またはこの(7)において交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に關連して当社の取締役会がE種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(7)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(キ) E種優先株式交付価額の最低調整額

E種優先株式交付価額の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われぬ。

④ 取得請求受付場所

E種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑤ 効力発生

取得請求書とE種優先株式の株券が、営業時間内に上記(7)④に明記されている取得請求書受付場所に到着した時点で、当社が当該E種優先株式を取得し、当該請求したE種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株主となるものとする。

(8) 当社による取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

2008年4月1日(同日を含む。)以降2010年3月31日(同日を含む。)までのいかなる時点でも、当社は、E種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者に対し、かかるE種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内の事前通知により、その時点で有効なすべてのE種優先株式について、かりに普通株式の時価(かかる通知の送付日付で計算されたもの)がその時点で有効なE種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限り、E種優先株式の一部または全部を当社が取得し、当該取得と引換えに、E種優先株式のE種清算価値の総額を(7)③ア. およびイ. の条件に従い、その時点で有効なE種優先株式交付価額で除した数の普通株式を交付することを選択できる。かかるE種優先株式の取得および当該取得と引換えになされる普通株式の交付は、E種優先株主に当社から送付された通知に記載された日付をもって実施されるものとする。

(9) 当社による取得

D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)になった日以降(ただし、2010年4月1日以降に限る。)、当社は随時、取締役会の決議をもって、E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対し、かかるE種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に取得日として記載される日(以下、この(9)において「取得日」という。)において、発行済みE種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えに、E種優先株式1株につきE種取得価額(下記に定義)相当額の金銭を交付することができる。E種優先株式の一部について、これを取得し当該取得と引換えに金銭を交付するときは、E種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数については抽選)により行う。

「E種取得価格」とは、(i) E種清算価値、(ii) 最終配当金額(下記に定義)、および(iii) 2012年3月31日以前にE種優先株式を取得し、当該取得と引換えに金銭の交付が行われる場合においては、E種早期取得費(下記に定義)を合計した額に相当する額とする。

「E種早期取得費」とは、(i) E種清算価値に、(ii) 発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(この(9)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3,750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0(ゼロ)以下の場合には、当該計算によって得られた率を加算しない。)を乗じた額に、(iii) 取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i) 2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた額に、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算(365で除する。)した金額、または、(ii) 2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算(365で除する。)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)および(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額がそれぞれ差し引かれるものとする。

なお、上記E種取得価格、E種早期取得費および最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。



(10) 株主による取得請求

- ① 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）になった日以降、E種優先株式の株主は、当社に対し下記取得日に有効なE種取得価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全E種優先株式を下記取得請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で取得するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を取得日として定め、この(10)による取得請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。
- ② 取得請求受付場所  
E種優先株式の取得請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ③ 株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(11) 譲渡に対する制限

E種優先株式は、当社の承諾のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する（以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。）ことはできないものとする。

ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第4条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、

(iii)譲渡等がE種優先株式の当初発行時から2年以内に実行される場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

E種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

(12) D種優先株式の所有権の通知

D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）になった日から14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対し、その旨の通知書を送達するものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成13年6月28日 (注) 1	—	127,718	—	32,300	△20,105	5,024
平成14年6月27日 (注) 1	—	127,718	—	32,300	△5,024	—
平成14年8月1日 (注) 2	△63,859	63,859	△16,150	16,150	—	—
平成14年8月27日 (注) 3	第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000	普通株式 63,859 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000	15,000	31,150	15,000	15,000
平成16年9月29日 (注) 4	普通株式 129,614	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000	17,497	48,648	17,497	32,497
平成17年2月28日 (注) 5	D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	120,500	169,148	120,500	152,997
平成17年3月28日 (注) 6	—	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	△154,148	15,000	△149,247	3,750

- (注) 1. 準備金による欠損てん補により、資本準備金が減少しております。  
 2. 減資および2株を1株にする株式併合を行ったことにより減少しております。  
 3. 有償、第三者割当、発行価格 1,000円、資本組入額 500円、割当先 株式会社UFJ銀行  
 4. 有償、第三者割当、発行価格 270円、資本組入額 135円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス  
 5. D種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス、住友信託銀行株式会社、大同生命保険株式会社他5社  
 E種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス他1社  
 6. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	29	26	367	34	1	7,437	7,894	—
所有株式数（単元）	—	26,088	8,327	280,134	26,085	40	45,724	386,398	275,018
所有株式数の割合（%）	—	6.75	2.16	72.50	6.75	0.01	11.83	100.00	—

- (注) 1. 自己株式 30,997株は「個人その他」に61単元、「単元未満株式の状況」に497株含まれております。  
 なお、自己株式 30,997株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は 29,497株であります。  
 2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が、5単元含まれております。

② 第一回A種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	10,000	—	—	—	10,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第一回B種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	20,000	—	—	—	20,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ④ 第一回C種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	30,000	—	—	—	30,000	—
所有株式数の割合 （%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ⑤ D種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	14	—	3	—	—	—	17	—
所有株式数（単元）	—	57,000	—	41,000	—	—	—	98,000	—
所有株式数の割合 （%）	—	58.16	—	41.84	—	—	—	100.00	—

## ⑥ E種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	—	1	—	—	—	3	—
所有株式数（単元）	—	3,000	—	140,000	—	—	—	143,000	—
所有株式数の割合 （%）	—	2.10	—	97.90	—	—	—	100.00	—

## (5) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	122,653	63.39
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	5,291	2.73
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	4,422	2.28
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	4,083	2.11
三菱UFJファクター株式会社	東京都千代田区神田佐久間町一丁目10	3,906	2.01
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,484	1.28
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,241	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,755	0.90
株式会社東京ドヌール	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	1,477	0.76
T I S株式会社	東京都港区海岸一丁目14番5号 T I S 竹芝ビル経理部内	1,449	0.74
計	—	149,765	77.40

(注) 1. 株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、198千株であります。

## ② 優先株式

## ア. 第一回A種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	5,000	100.00

## イ. 第一回B種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	10,000	100.00

ウ. 第一回C種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	15,000	100.00

エ. D種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	10,000	20.40
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,000	20.40
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	10,000	20.40
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	5,000	10.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	2,500	5.10
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	2,500	5.10
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー	1,750	3.57
ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町二丁目13番10号	1,750	3.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,500	3.06
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	1,000	2.04
計	—	46,000	93.87

オ. E種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	70,000	97.90
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	1,000	1.39
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	500	0.69
計	—	71,500	100.00

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一回A種優先株式 5,000,000	—	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
	第一回B種優先株式 10,000,000	—	
	第一回C種優先株式 15,000,000	—	
	D種優先株式 49,000,000	—	
	E種優先株式 71,500,000	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 210,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 192,989,000	385,978	—
単元未満株式	普通株式 275,018	—	一単元 (500株) 未満の株式
発行済株式総数	343,974,018	—	—
総株主の議決権	—	385,978	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄の普通株式には、自己保有株式 29,000株、子会社による保有株式 181,000株が含まれております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 2,500株 (議決権 5個) が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス	大阪市中央区南船場一丁目17番26号	29,000	—	29,000	0.01
(子会社による保有株式) 全日信販株式会社	岡山市丸の内一丁目1番4号	181,000	—	181,000	0.09
計		210,000	—	210,000	0.10

(注) 自己保有株式には株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が 1,500株 (議決権 3個) あります。なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれております。

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

### ①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### ②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、当社グループを取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、中長期的な視点にたつて株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の配当金につきましては、D種およびE種優先株式に対する配当は発行条件に則り実施させていただきました。なお、A種・B種・C種優先株式および普通株式に対する配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後は第五次中期経営計画を確実に遂行することにより、早期復配を目指してまいります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月
最高(円)	190	155	242	356	744	780
最低(円)	80	51	64	168	320	420

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 第50期は、決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。

3. 第51期は、決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月	平成18年1月	平成18年2月	平成18年3月
最高(円)	590	655	775	780	647	615
最低(円)	531	555	552	571	420	480

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。



## 5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高経営責任者	山本 輝明	昭和23年11月24日生	平成16年6月 株式会社新生銀行代表執行役専務 執行役インスティテューショナル バンキング部門長 平成17年2月 当社取締役 平成17年6月 株式会社新生銀行取締役（現任） 平成17年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成18年3月 全日信販株式会社取締役会長（現 任）	1
専務取締役	最高構造改革責 任者 経営管理部長	ジョセフ D. マーシュ	昭和42年3月31日生	平成17年5月 株式会社新生銀行 I B 業務管理部 長 平成18年1月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社専務取締役専務執行役員経営 管理部長（現任）	—
取締役	最高信用リスク 責任者	籠谷 修司	昭和25年7月29日生	平成13年4月 株式会社三和銀行室町支店長兼法 人業務責任者 平成14年7月 当社営業本部付部長 平成16年4月 当社執行役員企画部長 平成17年2月 当社取締役常務執行役員（現任）	3
取締役	最高財務責任者	野口 郷司	昭和27年7月14日生	平成15年7月 株式会社新生銀行ビジネスソリ ューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員（現任） 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社取締役 （現任） 平成18年3月 全日信販株式会社監査役（現任）	—
取締役	最高営業責任者	佐藤 正樹	昭和30年10月15日生	昭和54年4月 当社入社 平成11年10月 当社営業店部長 平成16年4月 当社執行役員営業推進部長 平成17年10月 当社常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	10
取締役 (非常勤)		土屋 明正	昭和30年8月23日生	平成16年4月 株式会社新生銀行ノンバンクフィ ナンシャルサービス本部（現コン シューマーアンドコマースナルフ ァイナンス本部）本部長（現任） 平成17年2月 当社取締役（現任） 平成17年3月 昭和リース株式会社取締役（現 任） 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス 取締役（現任） 平成17年6月 シンキ株式会社取締役（現任） 平成17年6月 ライフ住宅ローン株式会社取締役 （現任） 平成17年6月 新生プロパティファイナンス株式 会社取締役（現任） 平成18年3月 全日信販株式会社取締役（現任）	—
取締役 (非常勤)		ロバート R. ルートン	昭和40年5月4日生	平成16年8月 株式会社新生銀行ノンバンクフィ ナンシャルサービス本部（現コン シューマーアンドコマースナルフ ァイナンス本部）本部長（現任） 平成17年2月 当社取締役（現任） 平成17年3月 昭和リース株式会社取締役（現 任） 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス 取締役（現任）	—
監査役 (常勤)		養田 正義	昭和19年4月30日生	昭和43年4月 株式会社三和銀行入行 昭和61年2月 当社財務部（東京）主任調査役 平成10年10月 当社財務部（東京）部長兼企画部 秘書役 平成15年6月 当社監査役（現任）	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		佐藤 義昭	昭和24年9月6日生	昭和52年3月 当社入社 平成10年11月 株式会社アプラスビジネスサー ビス取締役社長 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	2
監査役		森川 輝夫	昭和24年1月12日生	平成14年12月 東洋興業株式会社東京営業本部石 油販売第二部グループリーダー 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	1
監査役		毛利 直広	昭和34年3月24日生	平成14年11月 株式会社新生銀行監査部長(現 任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	—
計					32

- (注) 1. 監査役森川輝夫および毛利直広は、「会社法」第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 当社では、経営のより迅速な意思決定を行うとともに、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は16名で、その氏名、役名等は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	取締役の兼務状況
専務執行役員	最高構造改革責任者、経営管理部長	ジョセフ D. マーシュ	(取締役)
常務執行役員	最高信用リスク責任者	籠谷 修司	(取締役)
常務執行役員	最高財務責任者	野口 郷司	(取締役)
常務執行役員		高宮 泉	
常務執行役員	最高営業責任者	佐藤 正樹	(取締役)
常務執行役員	最高人事責任者、人事部長	岩井 正典	
常務執行役員	最高IT責任者	ピーテル B. フランケン	
執行役員		山本 正和	
執行役員		北野 恒美	
執行役員	最高購買責任者	佐藤 貢樹	
執行役員	商品本部長	園田 繁喜	
執行役員	オペレーション本部長	畝森 達朗	
執行役員	営業本部長	渡辺 勝之	
執行役員	システム企画部長	拝郷 秀夫	
執行役員	営業推進本部長 兼 営業推進II部長	市橋 正一	
執行役員	首都圏営業部長	池畑 寛	

3. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、「会社法」第329条第2項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
松原 辰也	昭和38年6月16日生	平成17年4月 株式会社新生銀行監査部次長(現任)	—



コンプライアンス体制の充実については、コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部を設置するとともに、複数の顧問弁護士と連携し、社内のあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスマニュアルを制定し、全社員への教育および啓蒙を徹底しております。

内部統制システムの整備状況については、平成18年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

リスク管理体制の整備状況については、当社の業務運営に係るリスクを明確にし、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めてきました。

また、当社では、「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「クレジット委員会」「ALM委員会」「新事業・商品委員会」「業務監査委員会」の6つの委員会を設置し、適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

### (3) 役員報酬および監査報酬

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬ならびに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

役員報酬		監査報酬	
取締役に支払った報酬	33百万円	監査証明に係る報酬	40百万円
監査役に支払った報酬	19百万円	上記以外の報酬	8百万円
計	52百万円	計	48百万円

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、平成17年9月28日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から9月30日に変更しました。これに伴い、前連結会計年度および前事業年度は、平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。
- (4) 当社は、平成17年9月28日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を9月30日から3月31日に変更しました。これに伴い、当連結会計年度および当事業年度は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）および前事業年度（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）ならびに当連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）および当事業年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）の連結財務諸表および財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年9月30日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金及び預金	※3	118,974		138,608	
割賦売掛金	※1・ 2	541,613		568,771	
信用保証割賦売掛金		816,719		746,311	
繰延税金資産		14,229		15,800	
金銭の信託	※4	95,257		93,207	
その他		37,156		34,152	
貸倒引当金		△125,299		△46,773	
流動資産合計		1,498,651	97.1	1,550,078	97.3
II 固定資産					
有形固定資産					
貸与資産		6,391		449	
建物及び構築物		2,202		2,602	
土地		4,304		4,715	
その他		660		428	
有形固定資産合計	※5	13,558	0.9	8,196	0.5
無形固定資産					
ソフトウェア		9,972		9,869	
連結調整勘定		—		8,555	
施設利用権等		6		6	
無形固定資産合計		9,979	0.7	18,431	1.2
投資その他の資産					
投資有価証券	※6	8,365		4,010	
固定化営業債権		836		—	
その他		12,323		12,422	
貸倒引当金		△797		—	
投資その他の資産合計		20,728	1.3	16,433	1.0
固定資産合計		44,266	2.9	43,061	2.7
資産合計		1,542,917	100.0	1,593,139	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年9月30日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
支払手形及び買掛金		25,730		24,759	
信用保証買掛金		816,719		746,311	
短期借入金		163,016		187,696	
一年以内返済予定の長期借入金		97,224		104,144	
未払法人税等		129		209	
賞与引当金		1,325		1,418	
預り金		100,126		95,960	
割賦利益繰延	※7	65,771		62,233	
その他	※3	24,084		65,706	
流動負債合計		1,294,127	83.9	1,288,439	80.9
II 固定負債					
長期借入金		172,599		225,265	
繰延税金負債		1,026		288	
退職給付引当金		—		586	
その他		1,735		1,612	
固定負債合計		175,361	11.3	227,753	14.3
負債合計		1,469,488	95.2	1,516,192	95.2
(少数株主持分)					
少数株主持分		—	—	51	0.0
(資本の部)					
I 資本金	※8	15,000	1.0	15,000	0.9
II 資本剰余金		47,912	3.1	47,912	3.0
III 利益剰余金		9,023	0.6	13,933	0.9
IV その他有価証券評価差額金		1,501	0.1	170	0.0
V 自己株式	※9	△7	△0.0	△121	△0.0
資本合計		73,429	4.8	76,895	4.8
負債、少数株主持分及び資本合計		1,542,917	100.0	1,593,139	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)		当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収益	※ 1				
総合あっせん収益			3,082		3,439
個品あっせん収益			6,756		6,838
信用保証収益			15,445		14,661
融資収益			19,855		21,322
金融収益					
受取利息		0		0	
その他		915	915	1,032	1,032
その他の営業収益			3,506		4,419
営業収益合計			49,562	100.0	51,712
II 営業費用					
販売費及び一般管理費					
貸倒引当金繰入額	13,719		13,047		
従業員給料手当	5,122		5,084		
賞与引当金繰入額	1,325		1,292		
支払手数料	8,316		8,826		
その他	12,101	40,586	13,078	41,328	
金融費用					
支払利息	2,541		2,169		
その他	110	2,651	71	2,241	
営業費用合計		43,238	87.2	43,570	84.3
営業利益		6,324	12.8	8,142	15.7
III 営業外収益					
持分法投資利益	196		170		
雑収入	49	246	55	225	0.4
IV 営業外費用					
雑損失	96	96	0.2	181	0.3
経常利益		6,474	13.1	8,186	15.8



区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	
V 特別利益	※2							
投資有価証券売却益		326			3,218			
その他		—	326	0.7	95	3,314	6.4	
VI 特別損失								
貸倒引当金繰入額		—			3,679			
ソフトウェア評価損		532			—			
投資有価証券評価損		94			—			
その他		—	627	1.3	986	4,665	9.0	
税金等調整前当期純利益				6,173	12.5		6,834	13.2
法人税、住民税及び事業税		65			104			
法人税等調整額	△1,931	△1,865	△3.7	△1,571	△1,467	△2.9		
当期純利益			8,039	16.2		8,301	16.1	

③【連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)					
I 資本剰余金期首残高			307,151		47,912
II 資本剰余金減少高					
利益剰余金への振替額		259,238	259,238	—	—
III 資本剰余金期末残高			47,912		47,912
(利益剰余金の部)					
I 利益剰余金期首残高			△258,254		9,023
II 利益剰余金増加高					
当期純利益		8,039		8,301	
その他資本剰余金からの振替額		259,238	267,277	—	8,301
III 利益剰余金減少高					
配当金		—	—	3,391	3,391
IV 利益剰余金期末残高			9,023		13,933

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		6,173	6,834
減価償却費		2,475	1,749
固定資産廃棄費		82	47
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		4,598	5,130
ソフトウェア評価損		532	—
投資有価証券売却損益 (益: △)		△326	△3,218
投資有価証券評価損		94	—
受取利息及び受取配当金		△844	△996
支払利息		2,541	2,169
持分法による投資利益		△196	△170
売上債権の増減額 (増加: △)		△62,960	△114,382
仕入債務の増減額 (減少: △)		13,417	△7,861
その他		△1,945	4,843
小計		△36,357	△105,854
利息及び配当金の受取額		841	996
利息の支払額		△2,197	△1,893
法人税等の支払額		△118	△44
営業活動によるキャッシュ・フロー		△37,831	△106,795
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の売却による収入		500	—
有形固定資産の取得による支出		△1,649	△3,780
有形固定資産の売却による収入		394	9,048
無形固定資産の取得による支出		△787	△923
投資有価証券の取得による支出		—	△15
投資有価証券の売却による収入		1,326	6,163
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※1	—	△7,769
定期預金払い戻しによる収入		60	—
その他		657	△228
投資活動によるキャッシュ・フロー		500	2,494

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少 : △)		26,500	24,680
長期借入れによる収入		72,500	114,770
長期借入金の返済による支出		△51,407	△55,183
配当金の支払額		—	△3,391
その他		12,339	37,381
財務活動によるキャッシュ・フロー		59,932	118,257
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (減 少 : △)		22,601	13,955
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		101,986	124,587
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	※2	124,587	138,543

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社数</p> <p>(2) 主要な連結子会社名</p> <p>(3) 当連結会計年度中の増加</p> <p>(4) 非連結子会社名</p>	<p>6社</p> <p>アプラスリース(株)</p> <p>(株)アプラスビジネスサービス</p> <p>パシフィック・オート・トレーディング</p> <p>(株)</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>8社</p> <p>全日信販(株)</p> <p>アルファ債権回収(株)</p> <p>(株)アプラスビジネスサービス</p> <p>パシフィック・オート・トレーディング</p> <p>(株)</p> <p>なお、全日信販(株)については、平成18年3月24日付で連結子会社となったことから、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。</p> <p>2社</p> <p>会社設立によるもの</p> <p>アルファ債権回収(株)</p> <p>株式取得によるもの</p> <p>全日信販(株)</p> <p>全日不動産(株)</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)</p> <p>会社清算の予定であり財務および営業または事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であると認められるため、連結子会社から除外しております。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社数</p> <p>(2) 持分法適用関連会社名</p> <p>(3) その他</p>	<p>1社</p> <p>フロンティア債権回収(株)</p> <p>持分法適用関連会社の決算日は3月31日であるため、連結財務諸表の作成にあたっては、同社の中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>同左</p> <p>エム・ユー・フロンティア債権回収(株)</p> <p>フロンティア債権回収(株)は平成17年10月1日をもって東京ダイヤモンド再生・債権回収(株)と合併し、エム・ユー・フロンティア債権回収(株)となっております。</p> <p>—————</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	<p>連結子会社の決算日は3月31日であるため、連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        (ア) 時価のあるもの</p> <p>        (イ) 時価のないもの</p> <p>② デリバティブ</p>	<p>連結決算日の市場価格等に基づく時価法</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>時価法</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法		
① 有形固定資産		
ア. 貸与資産	リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。	同左
イ. その他の有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。	同左
② 無形固定資産 (ソフトウェア)	自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法を採用しております。	同左
(3) 重要な引当金の計上基準		
① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は84,453百万円でありませぬ。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同左
③ 退職給付引当金および前払年金費用	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 前払年金費用(2,117百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。 (会計処理方法の変更) 当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年 3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年 3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 なお、当社の過去勤務債務および数理計算上の差異の処理年数の変更の理由については、（退職給付関係）注記事項に記載しております。 前払年金費用(2,333百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)																				
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左																				
(5) 重要なヘッジ会計の方法	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。 有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。	同左																				
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 収益の計上基準	営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。 (アドオン方式契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料契約時一括受領）</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> (残債方式契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。 1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法	信用保証（保証料分割受領）	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証（保証料分割受領）	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法																					
信用保証（保証料分割受領）	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証（保証料分割受領）	残債方式																					
融資	残債方式																					

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
② 消費税等の会計処理	<p>2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。</p> <p>3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数で積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	該当事項はありません。	全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	該当事項はありません。	10年間で均等償却を行うこととしております。
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。	同左

会計処理方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—

追加情報

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
当連結会計年度において、信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定したため、当該保証限度額を信用保証割賦売掛金ならびに信用保証買掛金として連結貸借対照表に計上しております。これにより、従来に比べ連結貸借対照表における資産合計額ならびに負債、少数株主持分及び資本合計額は、それぞれ183,377百万円減少しております。なお、損益に与える影響はありません。	—————

注記事項  
(連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度 (平成17年9月30日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)																								
※1. 部門別割賦売掛金	(単位：百万円)	(単位：百万円)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td style="text-align: right;">28,535</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td style="text-align: right;">243,607</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td style="text-align: right;">266,757</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,714</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">541,613</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	28,535	個品あっせん	243,607	融資	266,757	その他	2,714	計	541,613	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td style="text-align: right;">36,998</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td style="text-align: right;">253,844</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td style="text-align: right;">277,748</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">568,771</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	36,998	個品あっせん	253,844	融資	277,748	その他	180	計	568,771
部門	金額																									
総合あっせん	28,535																									
個品あっせん	243,607																									
融資	266,757																									
その他	2,714																									
計	541,613																									
部門	金額																									
総合あっせん	36,998																									
個品あっせん	253,844																									
融資	277,748																									
その他	180																									
計	568,771																									
※2. 割賦売掛金を流動化した残高	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>個品あっせん債権</td> <td style="text-align: right;">29,125百万円</td> </tr> <tr> <td>融資債権</td> <td style="text-align: right;">20,554百万円</td> </tr> </tbody> </table>	個品あっせん債権	29,125百万円	融資債権	20,554百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>個品あっせん債権</td> <td style="text-align: right;">20,881百万円</td> </tr> <tr> <td>融資債権</td> <td style="text-align: right;">21,044百万円</td> </tr> </tbody> </table>	個品あっせん債権	20,881百万円	融資債権	21,044百万円																
個品あっせん債権	29,125百万円																									
融資債権	20,554百万円																									
個品あっせん債権	20,881百万円																									
融資債権	21,044百万円																									
※3. 担保に供している資産等	(単位：百万円)	(単位：百万円)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">373</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金 (定期預金)	60	その他(注)	313	計	373	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金 (定期預金)	60												
科目	金額																									
現金及び預金 (定期預金)	60																									
その他(注)	313																									
計	373																									
科目	金額																									
現金及び預金 (定期預金)	60																									
	(注) 未経過リース契約債権であります。  担保付債務 <div style="text-align: center;">(単位：百万円)</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	流動負債(その他)	313																					
科目	金額																									
流動負債(その他)	313																									
※4. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。	同左																								
※5. 減価償却累計額 有形固定資産	10,583百万円	3,834百万円																								
※6. 各科目に含まれている 非連結子会社及び関連 会社に対するもの	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">1,460百万円</td> </tr> </tbody> </table>	投資有価証券(株式)	1,460百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">1,641百万円</td> </tr> </tbody> </table>	投資有価証券(株式)	1,641百万円																				
投資有価証券(株式)	1,460百万円																									
投資有価証券(株式)	1,641百万円																									



	前連結会計年度 (平成17年9月30日)					当連結会計年度 (平成18年3月31日)				
※7. 部門別割賦利益繰延	(単位：百万円)					(単位：百万円)				
	部門	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増加額	当連結会計年度減少額	当連結会計年度末残高	部門	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増加額	当連結会計年度減少額	当連結会計年度末残高
	総合あっせん	330	3,043	3,082	291(75)	総合あっせん	291	3,459	3,439	312(73)
	個品あっせん	22,485	7,699	6,756	23,427(3,439)	個品あっせん	23,427	6,981	6,838	23,570(3,522)
	信用保証	43,837	13,281	15,445	41,673	信用保証	41,673	11,295	14,661	38,307
	その他	439	14	75	378	その他	378	5	341	43
	計	67,093	24,037	25,359	65,771(3,514)	計	65,771	21,741	25,280	62,233(3,595)
	(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。					(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。				
※8. 発行済株式総数										
(1) 普通株式	193,474,018株					193,474,018株				
(2) 優先株式	150,500,000株					150,500,000株				
※9. 連結会社の自己株式保有数										
普通株式	21,066株					205,744株				
10. 偶発債務										
(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	10,377百万円					50,494百万円				
(2) 従業員借入金保証残高	892百万円					937百万円				
(3) その他	145,730百万円					-				
	(注) 信用保証業務に係る提携金融機関との契約に基づき、保証することとなり得る残高であります。									
11. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,486,889百万円					1,816,285百万円				
	なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。					なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。				
12. リスク管理債権	リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。					リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。				
	(1) 破綻先債権	6,279百万円				(1) 破綻先債権	66百万円			
	(2) 延滞債権	85,292百万円				(2) 延滞債権	9,787百万円			
	(3) 3ヵ月以上延滞債権	5,820百万円				(3) 3ヵ月以上延滞債権	8,888百万円			
	(4) 貸出条件緩和債権	26,731百万円				(4) 貸出条件緩和債権	46,477百万円			

	前連結会計年度 (平成17年9月30日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	<p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している融資債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った融資債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ4,733百万円、79,720百万円を直接減額しております。</p>

## (連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)																												
※1. 割賦売掛金を流動化したことによる収益	融資収益 1,856百万円	融資収益 2,764百万円																												
※2. 貸倒引当金繰入額	—————	主として、平成16年9月に株式会社新生銀行の連結子会社となったことを受け、貸倒引当金の見積りに係るデータ整備のためのシステム対応を行ってきた結果、当連結会計年度において、より厳格な将来リスクの測定を可能とするデータが集計できることとなったため、従来の見積り方法を見直したことによる積増額であります。																												
3. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>122,721 (122,480)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>94,977 (87,854)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>209,487 (188,805)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,500 (95,500)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>503,526</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,026,213</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	122,721 (122,480)	個品あっせん	94,977 (87,854)	信用保証	209,487 (188,805)	融資	95,500 (95,500)	その他	503,526	計	1,026,213	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>144,134 (143,852)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>74,758 (69,180)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>213,944 (194,645)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,087 (95,087)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>530,440</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,058,366</td> </tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	144,134 (143,852)	個品あっせん	74,758 (69,180)	信用保証	213,944 (194,645)	融資	95,087 (95,087)	その他	530,440	計	1,058,366
部門	金額																													
総合あっせん	122,721 (122,480)																													
個品あっせん	94,977 (87,854)																													
信用保証	209,487 (188,805)																													
融資	95,500 (95,500)																													
その他	503,526																													
計	1,026,213																													
部門	金額																													
総合あっせん	144,134 (143,852)																													
個品あっせん	74,758 (69,180)																													
信用保証	213,944 (194,645)																													
融資	95,087 (95,087)																													
その他	530,440																													
計	1,058,366																													
	( )内の金額は、元本取扱高であります。	( )内の金額は、元本取扱高であります。																												

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
※1. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳	—————	株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。  全日信販株式会社 (平成18年3月31日現在) 流動資産 55,936 百万円 固定資産 2,000 連結調整勘定 8,555 流動負債 △55,278 固定負債 △763 少数株主持分 △51 自己株式 108 全日信販(株)株式の取得価額 10,507 全日信販(株)株式の前連結会計年度末までの取得価額 △7 全日信販(株)の現金及び現金同等物 △2,730 差引:全日信販(株)株式取得のための支出 7,769
※2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び預金勘定 118,974 百万円 流動資産のその他に含まれる現金同等物 5,678 計 124,652 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △65 現金及び現金同等物の期末残高 124,587	現金及び預金勘定 138,608 百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △65 現金及び現金同等物の期末残高 138,543

## (リース取引関係)

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)																
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引																		
1. 借手側																		
(1) リース物件の取得価額 相当額、減価償却累計 額相当額及び期末残高 相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>有形固定資産 (その他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,002</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,633</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,368</td> </tr> </tbody> </table>	科目	有形固定資産 (その他)	取得価額相当額	4,002	減価償却累計額相当額	1,633	期末残高相当額	2,368	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>有形固定資産 (その他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,232</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,045</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,186</td> </tr> </tbody> </table>	科目	有形固定資産 (その他)	取得価額相当額	4,232	減価償却累計額相当額	2,045	期末残高相当額	2,186
科目	有形固定資産 (その他)																	
取得価額相当額	4,002																	
減価償却累計額相当額	1,633																	
期末残高相当額	2,368																	
科目	有形固定資産 (その他)																	
取得価額相当額	4,232																	
減価償却累計額相当額	2,045																	
期末残高相当額	2,186																	
(2) 未経過リース料期末残 高相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>829</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,611</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,440</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	829	1年超	1,611	合計	2,440	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>2,189 (1,320)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,772 (5,375)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,962 (6,696)</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,189 (1,320)	1年超	6,772 (5,375)	合計	8,962 (6,696)				
1年以内	829																	
1年超	1,611																	
合計	2,440																	
1年以内	2,189 (1,320)																	
1年超	6,772 (5,375)																	
合計	8,962 (6,696)																	
(3) 支払リース料、減価償 却費相当額及び支払利 息相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>402</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>369</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	402	減価償却費相当額	369	支払利息相当額	40	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>441</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	476	減価償却費相当額	441	支払利息相当額	38				
支払リース料	402																	
減価償却費相当額	369																	
支払利息相当額	40																	
支払リース料	476																	
減価償却費相当額	441																	
支払利息相当額	38																	
(4) 減価償却費相当額及び 利息相当額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によっておりま す。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額と し、各期への配分方法については、 利息法によっております。</li> </ul>	<p>(注) ( ) 内の金額は、転貸リース取引 に係る借手側の未経過リース料の期 末残高相当額であります。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>																

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)																
2. 貸手側																		
(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>14,640</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>8,249</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>6,391</td> </tr> </tbody> </table>	科目	貸与資産	取得価額	14,640	減価償却累計額	8,249	期末残高	6,391	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,937</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>1,488</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>449</td> </tr> </tbody> </table>	科目	貸与資産	取得価額	1,937	減価償却累計額	1,488	期末残高	449
科目	貸与資産																	
取得価額	14,640																	
減価償却累計額	8,249																	
期末残高	6,391																	
科目	貸与資産																	
取得価額	1,937																	
減価償却累計額	1,488																	
期末残高	449																	
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>2,090</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,710</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,801</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,090	1年超	4,710	合計	6,801	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,407 (1,306)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,610 (5,516)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,018 (6,822)</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,407 (1,306)	1年超	5,610 (5,516)	合計	7,018 (6,822)				
1年以内	2,090																	
1年超	4,710																	
合計	6,801																	
1年以内	1,407 (1,306)																	
1年超	5,610 (5,516)																	
合計	7,018 (6,822)																	
(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,308</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	1,308	減価償却費	648	受取利息相当額	312	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	1,219	減価償却費	423	受取利息相当額	285				
受取リース料	1,308																	
減価償却費	648																	
受取利息相当額	312																	
受取リース料	1,219																	
減価償却費	423																	
受取利息相当額	285																	
(4) 利息相当額の算定方法	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																
オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,752</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,021</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	269	1年超	1,752	合計	2,021	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,618</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,888</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	269	1年超	1,618	合計	1,888				
1年以内	269																	
1年超	1,752																	
合計	2,021																	
1年以内	269																	
1年超	1,618																	
合計	1,888																	

## (有価証券関係)

1. 時価のある有価証券  
その他有価証券

種類	前連結会計年度 (平成17年9月30日)			当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	3,803	6,334	2,530	1,051	1,338	286
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	30	27	△3	595	595	—
合計	3,834	6,361	2,527	1,647	1,933	286

## 2. 時価評価されていない主な有価証券

種類	前連結会計年度 (平成17年9月30日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	1,460	1,641
その他有価証券		
非上場株式	423	385
投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資	119	49

## 3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (平成17年9月30日)			当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
1,326	326	—	6,077	3,218	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 当社は借入金等を対象として、将来の金利変動リスクの回避および平準化を目的に金利スワップ取引および金利オプション取引（キャップ取引）を利用しております。当社は投機目的やトレーディング目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を利用しておりません。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを有しておりますが、当該リスクはヘッジ対象となる資産・負債に係る金利変動リスクを効果的に相殺しております。なお、当社はデリバティブ取引契約にあたっては、当社との取引状況等を総合的に判断し、信用度の高い金融機関に分散しており、相手先の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 当社では、デリバティブ取引について社内の規程に基づき、相互牽制が機能する体制をとっており、利用および取引状況について取締役会での承認および報告が行われております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 時価評価したデリバティブに重要性がないため、記載しておりません。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 当社は借入金等を対象として、将来の金利変動リスクの回避および平準化を目的に金利スワップ取引および金利オプション取引（キャップ取引）を利用しております。また、外貨取引を対象として、将来の為替変動リスクの回避を目的に為替予約取引を利用しております。当社は投機目的やトレーディング目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を利用しておりません。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを有しておりますが、当該リスクはヘッジ対象となる資産・負債に係る金利変動リスクを効果的に相殺しております。また、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しておりますが、当該リスクは対象となる資産・負債に係る為替変動リスクを効果的に相殺しております。なお、当社はデリバティブ取引契約にあたっては、当社との取引状況等を総合的に判断し、信用度の高い金融機関に分散しており、相手先の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 当社では、デリバティブ取引に関する社内管理規程により、同取引に係る取組方針、取扱基準、管理方法および報告体制について定めており、相互牽制が機能する体制をとっております。 デリバティブ取引の利用については、ALM委員会での利用計画の承認および取引状況についての定期的な報告が行われております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>



## (退職給付関係)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <p>① 退職給付債務</p> <p>② 年金資産</p> <p>③ 未認識数理計算上の差異</p> <p>④ 未認識過去勤務債務 (債務の減額)</p> <p>⑤ 連結貸借対照表計上額純額 (①+②+③+④)</p> <p>⑥ 前払年金費用</p> <p>⑦ 退職給付引当金 (⑤-⑥)</p>	<p>確定給付企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、当社は、退職給付信託を設定しております。</p> <p>厚生年金基金の代行部分について、平成17年 4月 1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成17年 8月19日に返還額 (最低責任準備金) の現金納付が完了しました。</p> <p>また、平成17年 4月 1日付にて厚生年金基金から確定給付企業年金法に基づく企業年金基金へ制度移行しました。</p> <p>(平成17年 9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">△12,527</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">13,241</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,672</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">△1,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>2,117</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,117</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年 3月16日)および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年 3月16日)を適用し、未認識年金資産の会計処理の方法を変更しております。この変更により、前連結会計年度に発生した未認識年金資産を当連結会計年度期首に発生した未認識過去勤務債務として計上し、当連結会計年度より費用処理しております。</p>	△12,527	百万円	13,241		2,672		△1,268		<u>2,117</u>		2,117		<u>—</u>		<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度および退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う制度であり、同基金の年金資産残高のうち、同社の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末の年金資産額は760百万円であります。</p> <p>(平成18年 3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">△13,661</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">15,651</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">967</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">△1,211</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>1,746</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,333</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>△586</u></td> <td></td> </tr> </table>	△13,661	百万円	15,651		967		△1,211		<u>1,746</u>		2,333		<u>△586</u>	
△12,527	百万円																													
13,241																														
2,672																														
△1,268																														
<u>2,117</u>																														
2,117																														
<u>—</u>																														
△13,661	百万円																													
15,651																														
967																														
△1,211																														
<u>1,746</u>																														
2,333																														
<u>△586</u>																														

項目	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)		当連結会計年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)	
	3. 退職給付費用に関する事項			
① 勤務費用	314	百万円	362	百万円
② 利息費用	114		125	
③ 期待運用収益	△152		△169	
④ 数理計算上の差異の費用処理額	135		157	
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	△47		△55	
⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤)	<u>363</u>		<u>419</u>	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項				
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準		期間定額基準	
② 割引率	2.0 %		1.5~2.0 %	
③ 期待運用収益率	3.5 %		1.5~3.5 %	
④ 数理計算上の差異の処理年数	14 年		5~12 年	
⑤ 過去勤務債務の額の処理年数	14 年		5~12 年	
			(注) 当社の数理計算上の差異および過去勤務債務の額の処理年数の14年から12年への変更は、平均残存勤務期間が12年になったことによるものであります。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。	

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成17年 9月 30日)		当連結会計年度 (平成18年 3月 31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金損金算入限度超過額	49,809 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	51,444 百万円
繰越欠損金	65,256	繰越欠損金	69,794
その他	21,263	その他	17,979
小計	<u>136,329</u>	小計	<u>139,218</u>
評価性引当額	△122,100	評価性引当額	△123,418
合計	<u>14,229</u>	合計	<u>15,800</u>
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,026	連結子会社資産時価評価差額金	△172
繰延税金資産の純額	<u>13,202</u>	その他有価証券評価差額金	△116
		合計	<u>△288</u>
		繰延税金資産の純額	<u>15,511</u>

前連結会計年度 (平成17年9月30日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について
法定実効税率 40.6 %	法定実効税率 40.6 %
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.1
住民税均等割等 0.7	住民税均等割等 1.0
評価性引当額 $\Delta 70.5$	評価性引当額 $\Delta 59.0$
その他 $\Delta 2.3$	その他 $\Delta 5.2$
税効果会計適用後の法人税等の負担率 $\Delta 30.2$	税効果会計適用後の法人税等の負担率 $\Delta 21.5$

(セグメント情報)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1. 事業の種類別セグメント情報	当社および連結子会社は、総合あつせん、個品あつせん、信用保証、融資等の業務を主に営んでおり、これらの業務は信用供与から回収まで事業の種類、性質等が類似しているため、記載していません。	同左
2. 所在地別セグメント情報	当連結会計年度における全セグメントの売上高の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載していません。	同左
3. 海外売上高	当連結会計年度における海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載していません。	同左

(関連当事者との取引)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

1. 兄弟会社等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼 任等 (人)	事業上の関 係				
親会社の子 会社	新生セール スファイナ ンス (株)	東京都 千代田区	350	信販業	—	2	資金の貸付	資金の貸付	29,000	割賦売 掛金	29,000

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. その他

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△1,038.82	△1,019.98
1株当たり当期純利益	円	24.03	27.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	5.86	7.24

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の資本合計額から優先株式の発行額および利益処分による優先配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	8,039	8,301
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,391	3,024
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,391 )	( 3,024 )
普通株式に係る当期純利益	百万円	4,647	5,277
期中平均株式数	千株	193,458	193,448
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,391	3,024
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,391 )	( 3,024 )
普通株式増加数	千株	1,178,666	952,659
(うち第一回A種優先株式)	千株	( 34,036 )	( 34,036 )
(うち第一回B種優先株式)	千株	( 68,073 )	( 68,073 )
(うち第一回C種優先株式)	千株	( 102,110 )	( 102,110 )
(うちD種優先株式)	千株	( 372,340 )	( 146,334 )
(うちE種優先株式)	千株	( 602,105 )	( 602,105 )

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	163,016	187,696	0.4	—
1年以内返済予定の長期借入金	97,224	104,144	0.9	—
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	172,599	225,265	0.7	平成19年～平成28年
その他の有利子負債(流動負債「その他」)				
債権流動化債務(1年以内返済)	313	—	—	—
コマーシャルペーパー(1年以内返済)	20,000	57,700	0.3	—
計	453,152	574,806	—	

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金およびその他の有利子負債(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	89,285	75,531	37,041	19,080

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金及び預金	※3	118,590		134,395	
割賦売掛金	※1・2	538,899		519,393	
信用保証割賦売掛金		816,719		743,629	
前払費用		277		278	
繰延税金資産		14,200		15,800	
関係会社短期貸付金		4,820		46,780	
金銭の信託	※4	95,257		93,207	
立替金		22,556		26,864	
その他		13,841		6,337	
貸倒引当金		△125,108		△47,373	
流動資産合計		1,500,055	97.4	1,539,312	97.4
II 固定資産					
有形固定資産					
貸与資産		3,679		—	
建物		2,158		2,100	
構築物		41		39	
器具備品		658		347	
土地		4,304		4,304	
有形固定資産合計	※5	10,843	0.7	6,792	0.4
無形固定資産					
ソフトウェア		9,961		9,682	
施設利用権		6		6	
無形固定資産合計		9,968	0.6	9,688	0.6
投資その他の資産					
投資有価証券		6,786		1,692	
関係会社株式		440		11,387	
出資金		0		0	
長期貸付金		39		35	
長期前払費用		52		65	
その他		12,147		12,070	
投資その他の資産合計		19,466	1.3	25,251	1.6
固定資産合計		40,278	2.6	41,732	2.6
資産合計		1,540,333	100.0	1,581,044	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
支払手形		7,752		6,740	
買掛金		17,978		15,497	
信用保証買掛金		816,719		743,629	
短期借入金		163,016		187,696	
一年以内返済予定の長期 借入金		97,224		104,144	
コマーシャルペーパー		20,000		57,700	
未払金		2,842		3,232	
未払費用		670		810	
未払法人税等		98		132	
預り金		100,043		95,567	
賞与引当金		1,325		1,292	
割賦利益繰延	※6	65,392		62,189	
その他		0		210	
流動負債合計		1,293,063	83.9	1,278,845	80.9
II 固定負債					
長期借入金		172,599		225,265	
繰延税金負債		1,026		116	
その他		1,725		1,598	
固定負債合計		175,351	11.4	226,979	14.3
負債合計		1,468,414	95.3	1,505,825	95.2
(資本の部)					
I 資本金	※7	15,000	1.0	15,000	1.0
II 資本剰余金					
資本準備金		3,750		3,750	
その他資本剰余金					
資本金及び資本準備金 減少差益		44,157		44,157	
自己株式処分差益		4		4	
資本剰余金合計		47,912	3.1	47,912	3.0
III 利益剰余金					
当期末処分利益		7,513		12,150	
利益剰余金合計		7,513	0.5	12,150	0.8
IV その他有価証券評価差額金		1,501	0.1	170	0.0
V 自己株式	※8	△7	△0.0	△13	△0.0
資本合計		71,918	4.7	75,219	4.8
負債・資本合計		1,540,333	100.0	1,581,044	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)		当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収益	※ 1				
総合あっせん収益			3,082		3,439
個品あっせん収益			6,756		6,838
信用保証収益			15,445		14,661
融資収益			19,855		21,322
金融収益					
受取利息		0		0	
その他		914	914	1,005	1,005
その他の営業収益			3,256		4,061
営業収益合計			49,311	100.0	51,328
II 営業費用	※ 2				
販売費及び一般管理費					
貸倒引当金繰入額		13,570		13,089	
従業員給料手当		5,052		5,032	
賞与引当金繰入額		1,325		1,292	
支払手数料		8,398		8,915	
販売促進費		2,396		2,862	
賃借料		1,814		1,797	
減価償却費		1,287		1,323	
その他		6,586	40,431	7,021	41,334
金融費用					
支払利息		2,535		2,166	
その他		110	2,646	71	2,237
営業費用合計		43,077	87.4	43,571	84.9
営業利益		6,233	12.6	7,756	15.1
III 営業外収益					
雑収入	50	50	0.1	58	0.1
IV 営業外費用					
雑損失	92	92	0.1	181	0.3
経常利益		6,191	12.6	7,632	14.9



区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
V 特別利益	※ 3					
投資有価証券売却益		326		3,218		
その他		—	326	95	3,314	
VI 特別損失						
貸倒引当金繰入額		—		4,062		
関係会社株式評価損		340		60		
ソフトウェア評価損		532		—		
投資有価証券評価損		89		—		
その他		—	962	329	4,451	
税引前当期純利益				5,555	11.3	6,495
法人税、住民税及び事業税				42		67
法人税等調整額			△2,000	△1,958	△3.9	△1,600
当期純利益				7,513	15.2	8,028
前期繰越利益				—		4,121
当期未処分利益				7,513		12,150

③【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (株主総会承認年月日 平成17年12月22日)		当事業年度 (株主総会承認年月日 平成18年6月29日)	
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(当期未処分利益の処分)					
I 当期未処分利益			7,513		12,150
II 利益処分額					
D種優先株式配当金		2,315		1,954	
E種優先株式配当金		1,075	3,391	1,069	3,024
III 次期繰越利益			4,121		9,126
(その他資本剰余金の処分)					
I その他資本剰余金			44,162		44,162
II その他資本剰余金次期繰 越高			44,162		44,162

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式</p> <p>② その他有価証券</p> <p>ア. 時価のあるもの</p> <p>イ. 時価のないもの</p> <p>(2) デリバティブ</p>	<p>移動平均法による原価法</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>時価法</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>① 貸与資産</p> <p>② その他の有形固定資産</p> <p>(2) 無形固定資産 (ソフトウェア)</p>	<p>リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。</p> <p>定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>(2) 賞与引当金</p>	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。</p> <p>従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83,505百万円であります。</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)																				
(3) 退職給付引当金または前 払年金費用	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>前払年金費用（2,117百万円）は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p> <p>（会計処理方法の変更）</p> <p>当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>（アドオン方式契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料契約時一括受領）</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>（残債方式契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証（保証料分割受領）</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table>	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法	信用保証（保証料分割受領）	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証（保証料分割受領）	残債方式	融資	残債方式	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務および数理計算上の差異の処理年数の変更は、平均残存勤務期間が12年になったことによるものであります。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>前払年金費用（2,333百万円）は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p> <p style="text-align: right;">同左</p>
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法																					
信用保証（保証料分割受領）	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証（保証料分割受領）	残債方式																					
融資	残債方式																					
4. 収益の計上基準																						

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。</li> <li>2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。</li> <li>3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。</li> <li>4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。</li> </ol>	
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当事業年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>	同左
7. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————

表示方法の変更

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
(貸借対照表) コマーシャルペーパー	負債・資本合計額の100分の1を超えることとなったため、当事業年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は流動負債の「その他」に7,300百万円含まれております。	—————

追加情報

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
当事業年度において、信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定したため、当該保証限度額を信用保証割賦売掛金ならびに信用保証買掛金として貸借対照表に計上しております。これにより、従来に比べ貸借対照表における資産合計額ならびに負債・資本合計額は、それぞれ183,377百万円減少しております。なお、損益に与える影響はありません。	—————

注記事項  
(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																																		
※1. 部門別割賦売掛金	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>28,535</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>243,607</td> </tr> <tr> <td>融資(営業貸付金)</td> <td>266,757</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>538,899</td> </tr> </tbody> </table> (注) 融資(営業貸付金)は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。	部門	金額	総合あっせん	28,535	個品あっせん	243,607	融資(営業貸付金)	266,757	計	538,899	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>29,499</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>242,410</td> </tr> <tr> <td>融資(営業貸付金)</td> <td>247,483</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>519,393</td> </tr> </tbody> </table> (注) 融資(営業貸付金)は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。	部門	金額	総合あっせん	29,499	個品あっせん	242,410	融資(営業貸付金)	247,483	計	519,393																														
部門	金額																																																			
総合あっせん	28,535																																																			
個品あっせん	243,607																																																			
融資(営業貸付金)	266,757																																																			
計	538,899																																																			
部門	金額																																																			
総合あっせん	29,499																																																			
個品あっせん	242,410																																																			
融資(営業貸付金)	247,483																																																			
計	519,393																																																			
※2. 割賦売掛金を流動化した残高	個品あっせん債権 29,125百万円 融資債権 20,554百万円	個品あっせん債権 19,524百万円 融資債権 21,044百万円																																																		
※3. 担保に供している資産	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金(定期預金)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金(定期預金)	60	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金(定期預金)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	現金及び預金(定期預金)	60																																										
科目	金額																																																			
現金及び預金(定期預金)	60																																																			
科目	金額																																																			
現金及び預金(定期預金)	60																																																			
※4. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。	同左																																																		
※5. 減価償却累計額 有形固定資産	3,162百万円	2,340百万円																																																		
※6. 部門別割賦利益繰延	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前事業年度 年度末残高</th> <th>当事業年度 年度増加額</th> <th>当事業年度 年度減少額</th> <th>当事業年度 年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>330</td> <td>3,043</td> <td>3,082</td> <td>291(75)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>22,485</td> <td>7,699</td> <td>6,756</td> <td>23,427(3,439)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>43,837</td> <td>13,281</td> <td>15,445</td> <td>41,673</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>66,653</td> <td>24,023</td> <td>25,284</td> <td>65,392(3,514)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。	部門	前事業年度 年度末残高	当事業年度 年度増加額	当事業年度 年度減少額	当事業年度 年度末残高	総合あっせん	330	3,043	3,082	291(75)	個品あっせん	22,485	7,699	6,756	23,427(3,439)	信用保証	43,837	13,281	15,445	41,673	計	66,653	24,023	25,284	65,392(3,514)	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前事業年度 年度末残高</th> <th>当事業年度 年度増加額</th> <th>当事業年度 年度減少額</th> <th>当事業年度 年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>291</td> <td>3,459</td> <td>3,439</td> <td>312(73)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>23,427</td> <td>6,981</td> <td>6,838</td> <td>23,570(3,522)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>41,673</td> <td>11,295</td> <td>14,661</td> <td>38,307</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65,392</td> <td>21,736</td> <td>24,938</td> <td>62,189(3,595)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。	部門	前事業年度 年度末残高	当事業年度 年度増加額	当事業年度 年度減少額	当事業年度 年度末残高	総合あっせん	291	3,459	3,439	312(73)	個品あっせん	23,427	6,981	6,838	23,570(3,522)	信用保証	41,673	11,295	14,661	38,307	計	65,392	21,736	24,938	62,189(3,595)
部門	前事業年度 年度末残高	当事業年度 年度増加額	当事業年度 年度減少額	当事業年度 年度末残高																																																
総合あっせん	330	3,043	3,082	291(75)																																																
個品あっせん	22,485	7,699	6,756	23,427(3,439)																																																
信用保証	43,837	13,281	15,445	41,673																																																
計	66,653	24,023	25,284	65,392(3,514)																																																
部門	前事業年度 年度末残高	当事業年度 年度増加額	当事業年度 年度減少額	当事業年度 年度末残高																																																
総合あっせん	291	3,459	3,439	312(73)																																																
個品あっせん	23,427	6,981	6,838	23,570(3,522)																																																
信用保証	41,673	11,295	14,661	38,307																																																
計	65,392	21,736	24,938	62,189(3,595)																																																
※7. 授権株数 (1) 普通株式 (2) 優先株式 発行済株式総数 (1) 普通株式 (2) 優先株式	1,225,396,072株 150,500,000株 193,474,018株 150,500,000株	1,225,396,072株 150,500,000株 193,474,018株 150,500,000株																																																		
※8. 自己株式保有数 普通株式	21,066株	29,497株																																																		

	前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
9. 偶発債務		
(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	10,377百万円	9,490百万円
(2) 従業員借入金保証残高	892百万円	845百万円
(3) その他	145,730百万円	—
	(注) 信用保証業務に係る提携金融機関との契約に基づき、保証することとなり得る残高であります。	
10. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,486,889百万円	1,607,493百万円
	なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
11. 融資（営業貸付金）における不良債権の状況	不良債権とは以下の債権であります。	不良債権とは以下の債権であります。
	(1) 破綻先債権 2,573百万円	(1) 破綻先債権 66百万円
	(2) 延滞債権 66,800百万円	(2) 延滞債権 7,085百万円
	(3) 3ヵ月以上延滞債権 5,820百万円	(3) 3ヵ月以上延滞債権 6,353百万円
	(4) 貸出条件緩和債権 26,731百万円	(4) 貸出条件緩和債権 25,163百万円
	(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。	(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。
	2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等であって、破綻先債権以外の債権であります。	2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。
	3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。	3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
	4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

	前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
		5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ2,570百万円、63,532百万円を直接減額しております。
12. 配当制限	<p>(1) 商法施行規則第124条第3号に規定する金額は1,501百万円であります。</p> <p>(2) 借入金のうち163,334百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期および中間期の末日における単体の貸借対照表における資本の部の金額が560億円を下回った場合には借入金を一括返済する旨が含まれております。このため実質的に資本の部の金額が560億円を下回る配当が制限されることとなります。</p> <p>(3) 優先株式の配当制限          当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める金額に当事業年度の実日数で日割計算して算出された各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。          A種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          B種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          C種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          D種優先株式・・・1株につき 80円          (別途、累積条項あり)          E種優先株式・・・1株につき 30円          (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。</p> <p>(4) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。          ① D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限          D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。          ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、          ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、</p>	<p>(1) 商法施行規則第124条第3号に規定する金額は170百万円であります。</p> <p>(2) 借入金のうち180,668百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期および中間期の末日における単体の貸借対照表における資本の部の金額が560億円を下回った場合には借入金を一括返済する旨が含まれております。このため実質的に資本の部の金額が560億円を下回る配当が制限されることとなります。</p> <p>(3) 優先株式の配当制限          当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める金額に当事業年度の実日数で日割計算して算出された各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。          A種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          B種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          C種優先株式・・・1株につき 100円          (別途、下記(4)の配当制限あり)          D種優先株式・・・1株につき 80円          (別途、累積条項あり)          E種優先株式・・・1株につき 30円          (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。</p> <p>(4) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。          ① D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限          D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。          ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、          ア. 定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、</p>



	前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
	<p>イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>② 最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは中間期の末日における純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p>	<p>イ. 普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>② 最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは中間期の末日における純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p>

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)																												
※1. 割賦売掛金を流動化したことによる収益	融資収益 1,856百万円	融資収益 2,764百万円																												
※2. 金融費用「支払利息」	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <p>借入金利息 2,475百万円            コマーシャルペーパー利息 50百万円</p>	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <p>借入金利息 2,127百万円            コマーシャルペーパー利息 29百万円</p>																												
※3. 貸倒引当金繰入額	—————	主として、平成16年9月に株式会社新生銀行の連結子会社になったことを受け、貸倒引当金の見積りに係るデータ整備のためのシステム対応を行ってきた結果、当事業年度において、より厳格な将来リスクの測定を可能とするデータが集計できることとなったため、将来の見積り方法を見直したことによる積増額であります。																												
4. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>122,721 (122,480)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>94,977 (87,854)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>209,487 (188,805)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,500 (95,500)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>503,166</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,025,854</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内の金額は、元本取扱高であります。</p>	部門	金額	総合あっせん	122,721 (122,480)	個品あっせん	94,977 (87,854)	信用保証	209,487 (188,805)	融資	95,500 (95,500)	その他	503,166	計	1,025,854	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>144,134 (143,852)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>74,758 (69,180)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>213,944 (194,645)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,087 (95,087)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>530,230</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,058,156</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内の金額は、元本取扱高であります。</p>	部門	金額	総合あっせん	144,134 (143,852)	個品あっせん	74,758 (69,180)	信用保証	213,944 (194,645)	融資	95,087 (95,087)	その他	530,230	計	1,058,156
部門	金額																													
総合あっせん	122,721 (122,480)																													
個品あっせん	94,977 (87,854)																													
信用保証	209,487 (188,805)																													
融資	95,500 (95,500)																													
その他	503,166																													
計	1,025,854																													
部門	金額																													
総合あっせん	144,134 (143,852)																													
個品あっせん	74,758 (69,180)																													
信用保証	213,944 (194,645)																													
融資	95,087 (95,087)																													
その他	530,230																													
計	1,058,156																													

## (リース取引関係)

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)																
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取 引																		
1. 借手側																		
(1) リース物件の取得価額 相当額、減価償却累計 額相当額及び期末残高 相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,142</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,782</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,359</td> </tr> </tbody> </table>	科目	器具備品	取得価額相当額	4,142	減価償却累計額相当額	1,782	期末残高相当額	2,359	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,118</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,026</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,092</td> </tr> </tbody> </table>	科目	器具備品	取得価額相当額	4,118	減価償却累計額相当額	2,026	期末残高相当額	2,092
科目	器具備品																	
取得価額相当額	4,142																	
減価償却累計額相当額	1,782																	
期末残高相当額	2,359																	
科目	器具備品																	
取得価額相当額	4,118																	
減価償却累計額相当額	2,026																	
期末残高相当額	2,092																	
(2) 未経過リース料期末残 高相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>824</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,607</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,431</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	824	1年超	1,607	合計	2,431	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>2,145 (1,320)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,717 (5,375)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,862 (6,696)</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,145 (1,320)	1年超	6,717 (5,375)	合計	8,862 (6,696)				
1年以内	824																	
1年超	1,607																	
合計	2,431																	
1年以内	2,145 (1,320)																	
1年超	6,717 (5,375)																	
合計	8,862 (6,696)																	
(3) 支払リース料、減価償 却費相当額及び支払利 息相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>513</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	513	減価償却費相当額	375	支払利息相当額	40	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	474	減価償却費相当額	438	支払利息相当額	38				
支払リース料	513																	
減価償却費相当額	375																	
支払利息相当額	40																	
支払リース料	474																	
減価償却費相当額	438																	
支払利息相当額	38																	
(4) 減価償却費相当額及び 利息相当額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によっておりま す。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額と し、各期への配分方法については、 利息法によっております。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																
		(注) ( ) 内の金額は、転貸リース取引 に係る借手側の未経過リース料の期 末残高相当額であります。																

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当事業年度 (自 平成17年10月 1日 至 平成18年 3月 31日)												
2. 貸手側														
(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>4,601</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>3,679</td> </tr> </tbody> </table>	科目	貸与資産	取得価額	4,601	減価償却累計額	921	期末残高	3,679	—————				
科目	貸与資産													
取得価額	4,601													
減価償却累計額	921													
期末残高	3,679													
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,992</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,742</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	750	1年超	2,992	合計	3,742	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,306 (1,306)</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,516 (5,516)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,822 (6,822)</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,306 (1,306)	1年超	5,516 (5,516)	合計	6,822 (6,822)
1年以内	750													
1年超	2,992													
合計	3,742													
1年以内	1,306 (1,306)													
1年超	5,516 (5,516)													
合計	6,822 (6,822)													
(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	400	減価償却費	311	受取利息相当額	96	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>668</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	668	減価償却費	—	受取利息相当額	162
受取リース料	400													
減価償却費	311													
受取利息相当額	96													
受取リース料	668													
減価償却費	—													
受取利息相当額	162													
(4) 利息相当額の算定方法	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左												
オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,752</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,021</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	269	1年超	1,752	合計	2,021	(単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,617</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,887</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	269	1年超	1,617	合計	1,887
1年以内	269													
1年超	1,752													
合計	2,021													
1年以内	269													
1年超	1,617													
合計	1,887													

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年9月30日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
49,690 百万円	49,065 百万円
繰越欠損金	繰越欠損金
65,247	67,146
その他	その他
21,189	17,216
小計	小計
136,128	133,427
評価性引当額	評価性引当額
△121,928	△117,627
合計	合計
14,200	15,800
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
△1,026	△116
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
13,173	15,683
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</b>
法定実効税率	法定実効税率
40.6 %	40.6 %
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
1.5	1.2
住民税均等割等	住民税均等割等
0.8	1.0
評価性引当額	評価性引当額
△78.9	△66.2
その他	その他
0.8	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
△35.2	△23.6

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△1,046.62	△1,027.71
1株当たり当期純利益	円	21.31	25.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	5.48	7.01

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、貸借対照表の資本合計額から優先株式の発行額および利益処分による優先配当額を控除した額であります。

2. 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	7,513	8,028
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,391	3,024
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,391 )	( 3,024 )
普通株式に係る当期純利益	百万円	4,121	5,004
期中平均株式数	千株	193,458	193,448
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,391	3,024
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,391 )	( 3,024 )
普通株式増加数	千株	1,178,666	952,659
(うち第一回A種優先株式)	千株	( 34,036 )	( 34,036 )
(うち第一回B種優先株式)	千株	( 68,073 )	( 68,073 )
(うち第一回C種優先株式)	千株	( 102,110 )	( 102,110 )
(うちD種優先株式)	千株	( 372,340 )	( 146,334 )
(うちE種優先株式)	千株	( 602,105 )	( 602,105 )

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第121条の規定により記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産	建物	—	—	—	3,846	1,745	78	2,100
	構築物	—	—	—	179	140	2	39
	器具備品	—	—	—	802	454	31	347
	土地	—	—	—	4,304	—	—	4,304
有形固定資産計		—	—	—	9,132	2,340	112	6,792
無形固定資産	ソフトウェア	16,765	922	741	16,945	7,263	1,200	9,682
	施設利用権	20	—	1	19	13	0	6
無形固定資産計		16,786	922	742	16,965	7,276	1,200	9,688
長期前払費用		99	22	9	112	46	10	65
繰延資産		—	—	—	—	—	—	—

(注) 有形固定資産の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため前期末残高、当期増加額および当期減少額の記載を省略しております。

## 【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		15,000	—	—	15,000
資本金のうち既発行株式	普通株式(注) (株)	(193,474,018)	( — )	( — )	(193,474,018)
	第一回A種優先株式 (株)	( 5,000,000)	( — )	( — )	( 5,000,000)
	第一回B種優先株式 (株)	( 10,000,000)	( — )	( — )	( 10,000,000)
	第一回C種優先株式 (株)	( 15,000,000)	( — )	( — )	( 15,000,000)
	D種優先株式 (株)	( 49,000,000)	( — )	( — )	( 49,000,000)
	E種優先株式 (株)	( 71,500,000)	( — )	( — )	( 71,500,000)
	計 (株)	(343,974,018)	( — )	( — )	(343,974,018)
	計 (百万円)	15,000	—	—	15,000
資本準備金及びその他の資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 (百万円)	3,750	—	—	3,750
	(その他資本剰余金) 資本金及び資本準備金 (百万円)	44,157	—	—	44,157
	減少差益 自己株式処分差益 (百万円)	4	—	—	4
	計 (百万円)	47,912	—	—	47,912
利益準備金及び任意積立金 (百万円)		—	—	—	—

(注) 当期末における自己株式は、29,497株であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	125,108	17,151	94,886	—	47,373
賞与引当金	1,325	1,292	1,325	—	1,292

(注) 貸倒引当金の当期減少額(目的使用)のうち、83,505百万円は、破綻先および実質破綻先に対する債権について、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額したことによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産

ア. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	310
預金	
当座預金	129,641
普通預金	2,414
通知預金	5
定期預金	65
別段預金	2
郵便振替貯金	1,956
小計	134,084
合計	134,395

イ. 割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期貸倒高 (百万円)	次期繰越高 (D) (百万円)	回収率 (%)	回転率
						$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
総合あっせん	28,535	144,134	139,864	3,305	29,499	81.0	5.0
個品あっせん	243,607	74,758	56,175	19,780	242,410	17.6	0.3
融資	266,757	95,087	42,561	71,800	247,483	11.8	0.4
計	538,899	313,981	238,600	94,886	519,393	28.0	0.6

ウ. 信用保証割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A)(百万円)	当期発生高 (B)(百万円)	当期回収高 (C)(百万円)	次期繰越高 (D)(百万円)	回収率(%)	回転率
					$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
信用保証	1,000,096 ( 816,719 )	213,944	227,062	986,979 ( 743,629 )	18.7	0.2

(注) 1. 信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定し、当該保証限度額を「信用保証割賦売掛金」ならびに「信用保証買掛金」に計上しております。

2. ( ) 内の金額は、貸借対照表計上額であります。

エ. 金銭の信託

区分	金額(百万円)
特定金外信託	93,207

② 負債

ア. 支払手形

(ア) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)アートファイナンス	1,642
(株)ホンダ茨城南	624
(株)アデランス	585
水戸いすゞモーター(株)	530
(株)ホンダリース福井	470
その他	2,887
計	6,740

(イ) 期日別内訳

18年4月 (百万円)	18年5月 (百万円)	18年6月 (百万円)	18年7月 (百万円)	18年8月 (百万円)	18年9月 (百万円)	18年10月 ~19年3月 (百万円)	19年4月 以降 (百万円)	計 (百万円)
367	278	269	343	726	174	1,068	3,511	6,740



イ. 買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)ジェーシービー	2,414
日本アムウェイ(株)	881
(株)アデランス	685
(株)東京個別指導学院	619
(株)三貴	565
その他	10,332
計	15,497

ウ. 信用保証買掛金

区分	金額（百万円）
銀行	237,402
生命保険会社	115,655
損害保険会社	62,943
その他	327,628
計	743,629

エ. 借入金

区分	金額（百万円）	
	短期借入金	長期借入金（うち1年以内返済予定）
都市銀行	90,000	77,368（8,282）
信託銀行	30,000	122,458（45,836）
地方銀行	36,600	27,015（11,371）
その他	31,096	102,569（38,654）
計	187,696	329,410（104,144）

オ. 預り金

区分	金額（百万円）
オートネットサービス（集金代行業務）回収金	64,332
その他	31,235
計	95,567

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000,000株券 250,000株券 100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 500株未満の株式数を表示した株券
中間配当基準日	9月30日 (ただし、第51期事業年度は、適用しません。)
1単元の株式数	500株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 不所持株券の交付および株券の再発行（分割または併合・汚損または毀損・失効）の場合は、1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	なし

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

(1) 親会社 株式会社ワイエムエス・シックス

①株式の所有者別状況

株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。

②大株主の状況

株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。

③役員 の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		溝口 博隆	昭和42年6月12日生	平成17年3月 株式会社アプラス経営管理部部長 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス代 表取締役社長 (現任) 平成18年6月 株式会社アプラス企業戦略部部長 (現任)	—
取締役 副社長		富山 健司	昭和38年1月25日生	平成16年12月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナ ンシャルサービス本部 (現コンシュ ーマーアンドコマースシャルファイナ ンス本部) 次長 (現任) 平成17年3月 昭和リース株式会社取締役 (現任) 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス取 締役副社長 (現任)	—
取締役		土屋 明正	昭和30年8月23日生	平成16年4月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナ ンシャルサービス本部 (現コンシュ ーマーアンドコマースシャルファイナ ンス本部) 本部長 (現任) 平成17年2月 株式会社アプラス取締役 (現任) 平成17年3月 昭和リース株式会社取締役 (現任) 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス取 締役 (現任) 平成17年6月 シンキ株式会社取締役 (現任) 平成17年6月 ライフ住宅ローン株式会社取締役 (現任) 平成17年6月 新生プロバティファイナンス株式会 社取締役 (現任) 平成18年3月 全日信販株式会社取締役 (現任)	—
取締役		ロバート R. ルートン	昭和40年5月4日生	平成16年8月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナ ンシャルサービス本部 (現コンシュ ーマーアンドコマースシャルファイナ ンス本部) 本部長 (現任) 平成17年2月 株式会社アプラス取締役 (現任) 平成17年3月 昭和リース株式会社取締役 (現任) 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス取 締役 (現任)	—
常勤監査役		浜谷 正俊	昭和44年10月9日生	平成16年10月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナ ンシャルサービス本部 (現コンシュ ーマーアンドコマースシャルファイナ ンス本部) 部長代理 平成17年3月 昭和リース株式会社監査役 (現任) 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス常 勤監査役 (現任)	—
監査役		渋谷 陽一郎	昭和38年3月27日生	平成16年12月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナ ンシャルサービス本部 (現コンシュ ーマーアンドコマースシャルファイナ ンス本部) 次長 (現任) 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス監 査役 (現任) 平成17年6月 新生プロバティファイナンス株式会 社監査役 (現任) 平成17年6月 ライフ住宅ローン株式会社監査役 (現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
監査役		遠山 弘樹	昭和46年9月15日生	平成16年4月 株式会社新生銀行ノンバンクフィナンシャルサービス本部（現コンシューマーアンドコマースファイナンス本部）部長代理（現任） 平成17年6月 株式会社ワイエムエス・シックス監査役（現任）	—
計					—

(注) 監査役渋谷陽一郎および遠山弘樹は、「会社法」第2条第16号に定める社外監査役であります。

④貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書等

当社の親会社に係る貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。また、監査役会の監査報告書および会計監査人の監査報告書も添付しております。

(2) 親会社 株式会社新生銀行

株式会社東京証券取引所に上場しており、継続開示会社であります。

## 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 およびその添付書類	事業年度 (第50期)	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	平成17年12月26日 関東財務局長に提出。
(2) 発行登録書（社債） およびその添付書類			平成18年3月16日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。		平成18年4月28日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。		平成18年6月5日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成17年12月22日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古澤 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 五十幡 理一郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩本 正

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成17年4月1日から平成17年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年 6月29日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員 公認会計士 古澤 茂  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成17年12月22日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古澤 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 五十幡 理一郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩本 正

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成17年4月1日から平成17年9月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古澤 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 五十幡 理一郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩本 正

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。